

令和5年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第2号）

令和5年9月13日（水曜日）

午前10時00分 開議

午後 4時59分 散会

○出席委員（28名）

委員長	25番	佐藤 哲	委員	副委員長	19番	外崎 勝康	委員
	1番	須藤 江利加	委員		2番	工藤 裕介	委員
	3番	志村 洋子	委員		4番	三浦 行	委員
	5番	赤平 泰衛	委員		6番	工藤 賢生	委員
	7番	竹内 博之	委員		8番	樋川 篤子	委員
	9番	竹浪 敦	委員		10番	成田 大介	委員
	11番	坂本 崇	委員		12番	齋藤 豪	委員
	13番	蛭名 正樹	委員		14番	畑山 聡	委員
	15番	石山 敬	委員		16番	木村 隆洋	委員
	17番	千葉 浩規	委員		18番	野村 太郎	委員
	20番	尾崎 寿一	委員		21番	蒔苗 博英	委員
	22番	松橋 武史	委員		23番	石岡 千鶴子	委員
	24番	三上 秋雄	委員		26番	工藤 光志	委員
	27番	清野 一榮	委員		28番	田中 元	委員

○出席理事者

企画部長	外川 吉彦	総務部長	番場 邦夫
財務部長	奈良 道明	市民生活部長	岩崎 隆
福祉部長	秋元 哲	健康こども部長	佐伯 尚幸
観光部長	神 雅昭	都市整備部長	小山内 孝紀
会計管理者	菅野 昌子	上下水道部長	小野 敦弘
選挙管理委員会事務局長	中村 工	企画課長	白戸 麻紀子
企画課参事	櫻庭 智之	広聴広報課長	菊地 謙太郎
地域医療課長	種市 穂	地域医療課長補佐	須藤 華
健康づくりのまちなか拠点整備推進室長	青山 洋蔵	健康づくりのまちなか拠点整備推進室参事	鎌田 春香
人事課長	福士 太郎	情報システム課長	羽場 隆文

財 政 課 長	堀 川 慎 一	管 財 課 長	工 藤 浩
市 民 税 課 長	村 元 広 美	資 産 税 課 長	石 田 剛
収 納 課 長	中 田 和 人	市 民 協 働 課 長	高 谷 由 美 子
市 民 課 長	尾 坂 毅	環 境 課 長	菊 池 浩 行
環 境 課 主 幹	佐 藤 秀 樹	福 祉 総 務 課 長	秋 田 美 織
障 が い 福 祉 課 長	成 田 亜 弘	生 活 福 祉 課 長	佐 々 木 順 一
生 活 福 祉 課 長	山 谷 互	介 護 福 祉 課 長	齊 藤 隆 之
就 労 自 立 支 援 室 長			
介 護 福 祉 課 主 幹	野 呂 和 範	こ だ も 家 庭 課 長	蒔 苗 元
こ だ も 家 庭 課 長 補 佐	堤 健 介	こ だ も 家 庭 課 長 補 佐	村 田 善 彦
こ だ も 家 庭 課 長 補 佐	太 田 宏 之	国 保 年 金 課 長	葛 西 正 樹
国 保 年 金 課 主 幹	川 畑 和 之	健 康 増 進 課 長	山 内 恒
健 康 増 進 課 参 事	佐 藤 美 加	健 康 増 進 課 長 補 佐	小 倉 洋 幸
健 康 増 進 課 主 幹	澤 居 吏 香 子	健 康 増 進 課 主 幹	鳴 海 悦 子
健 康 増 進 課 主 幹	土 岐 暖 子	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	小 山 内 一 仁
新 型 コ ロ ナ ワ ク チ ン 接 種 対 策 室 長	丸 岡 和 明	文 化 振 興 課 長	佐 藤 孝 子
地 域 交 通 課 長	羽 賀 克 順	岩 木 総 合 支 所 長	野 呂 智 子
岩 木 総 合 支 所 民 生 課 長	村 上 輝 光	相 馬 総 合 支 所 長	佐 々 木 章 夫
相 馬 総 合 支 所 民 生 課 長	熊 谷 克 仁	会 計 課 長	間 山 博 樹
上 下 水 道 部 総 務 課 長	中 村 洋 幸	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	笹 広 人
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	佐 藤 祝 幸		

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 記 一	次 長	堀 子 義 人
主 幹 兼 議 事 係 長	蝦 名 良 平	総 括 主 査	成 田 敏 教
主 査	附 田 準 悦	主 事	外 崎 容 史
主 事	田 村 宣 樹		

午前10時00分 開議

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は28名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

昨日に引き続き、議案第59号令和4年度弘前市

一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許可します。

◎管財課長（工藤 浩） 昨日の三上秋雄委員からの寄附物品に関する御質疑に対しまして、令和4年度に市が寄附を受けた件数につきまして56件

と答弁させていただきましたが、過去からの寄附件数という御質疑でございましたので、改めて答弁させていただきます。

市が寄附を受けた物品につきましては、平成5年度から令和4年度までの30年間で、備品だけではなく消耗品も含まれますが、全部で2,367件となっております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 2款総務費に対する質疑を続行いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎22番（松橋 武史委員） 52ページ、2款1項3目、市役所駐車場についてであります。

利用状況についてであります。電気自動車充電設備、EV充電器というのですかね、その利用者数というか利用台数は前年度——令和4年度、何台を数えたのかということと、過去5年に遡って、資料があればそれを御紹介いただきたいと思っております。

◎管財課長（工藤 浩） 電気自動車の利用件数ということでございますけれども、こちらにつきましては、充電スペースは設けてございますが、件数というのは特別カウントしてございませんで、数字としては持ってございません。申し訳ございません。

◎22番（松橋 武史委員） それでは、当初の設置するときの目的、これからEV自動車が増えていくであろうといったことで設置することになったと思っておりますが、設置目的と参考までに設置費用——あれは単独でつけたものではないと思われませんが設置費用、そして年間の利用見込数といったものも勘案して設置することを決めたかと思っております。その辺をしっかりと御説明をいただきたいと思っております。

◎管財課長（工藤 浩） 設置目的ということでございますけれども、まず市のほうで電気自動車を取得したという経緯もございまして。その市の電

気自動車の充電のために必要であるということと、あと今後、ガソリン車ではなくて電気自動車が増えるということが見込まれますので、そういったことで電気自動車を利用される方の利便性も考慮して設置したものでございます。

費用につきましては、こちら駐車場の整備の中に含まれている形になっているかと思っておりますので、ちょっとそれだけの金額ということには把握してございません。申し訳ございません。

年間の利用の見込数ということでございますけれども、具体的な数字としては持ってございませんが、社会的な状況からいきますと、今後普及していくということで考えておまして、脱炭素という意味でも今後利用される、利用が増えるものということで考えております。

◎22番（松橋 武史委員） もう一度お伺いさせていただきますが、当初、設置するということを決めたときにどれぐらい年間の利用者数を見込んだかと。今後ではないのです、課長。今後、これから増えていくことを聞いているのではなく、そのときにこの程度増えていくだろう、そしてあの場所に2台設置しようということを決めたかと思っております。それを聞いているのです。それも決めずに設置したとすれば思いつきではないと思うのですが、少し時期尚早だったのかなとも見えますし、そして今年度まで利用者数、利用台数を数えてないということもいかなものかなと思っております。いま一度、答弁をお願いします。

◎管財課長（工藤 浩） 設置当初の見込みということでございますけれども、具体的な数字は、申し訳ございません、持ち合わせてございませんが……。

◎委員長（佐藤 哲委員） 22番松橋委員に申し上げますが、できるだけ令和4年度の決算に対しての質疑に的を絞ってお願いをいたします。

◎22番（松橋 武史委員） そうですね、入り

口はそれこそ令和4年度、前年度の利用者数を伺ったわけでありまして、それに関連させていただいての質疑でございました。失礼いたしました。

それでは、その駐車スペースというか、充電スペースが2台あるわけでありまして、ここに優先駐車場という形で表記をされております。優先でありますから、充電したい人がそこに来た場合、優先するということと思われまます。充電設備を利用したい方が利用するとき、どのような手順、ルールで利用することとなっていたのか、前年度、お伺いさせていただきます。

◎管財課長(工藤 浩) 優先スペースということで表示させていただいております。こちらにつきましては、特別な手続等は必要ございませんで、電気自動車を利用されている方がスペースが空いている場合には、そちらに駐車して御利用していただくということになってございます。

◎22番(松橋 武史委員) 分かりました。そうすると市役所は、特別、充電をしたい方の間に入って何かをすることはなく、完全にセルフスタイルでやってもらうということの理解でよろしいのでしょうか。そうすると、設置者の責任として、空いている場合、駐車スペース、充電スペースが空いている場合は速やかに充電することができると思います。これ、駐車スペースに駐車目的に駐車する場合と充電目的として駐車する場合、この優先順位は充電が優先されるわけがあります。その場合、2台そこに駐車目的で車がある場合、役所に問合せがあり、今これから充電設備を使わせてもらいたいと。その際、空いていない場合は、役所としてどのような対応をするのか教えていただきたいと思います。

◎管財課長(工藤 浩) 電気自動車の駐車スペースが空いていない場合でございますけれども、警備室のほうにお申し出いただければ、市の

公用車の充電スペース等を空けるなどして、適宜対応してまいりたいと考えております。

◎22番(松橋 武史委員) ぜひともそういった考え方、またルールがあるとすれば、しっかり周知の徹底をしていただきたい。今の課長の公用スペースで待機するだとかなんとかというルール、ルールというかお考えを、市民やまた市外から来る方々に対して示したものはどこかにありますか。

◎管財課長(工藤 浩) 特別周知を図っているものはございませんので、今後、そのような周知についても検討してまいりたいと考えております。

◎22番(松橋 武史委員) それと、これまでの間、充電設備を、EV自動車充電器を使用してもらいたいという問合せというのは、過去に、これまでにあったのか、また前年度あったのか、お伺いさせていただきたいと思います。

◎管財課長(工藤 浩) お問合せにつきましては、特段こちらで把握しているものはございません。

◎22番(松橋 武史委員) 把握していないということは、なかったということの理解でよろしいでしょうか。

◎管財課長(工藤 浩) 当課で把握しているものとしては、なかったということでございます。

◎22番(松橋 武史委員) 分かりました。

EV充電器であります、耐用年数であります、かなり、あまり使われなまま設備がそのままであるのかなとも感じております。EV充電器の耐用年数と、そしてこれまで使用してから、設置してから何年ほどたっているのか御紹介いただきたいと思ひます。

◎管財課長(工藤 浩) 申し訳ございません。今、資料確認のお時間を頂ければと思ひます…。

◎委員長（佐藤 哲委員） その場で暫時休憩いたします。

〔午前10時12分 休憩〕

〔午前10時14分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎管財課長（工藤 浩） 大変申し訳ございませんでした。

耐用年数につきましては、一般的に普通充電器の場合、8年程度ということになってございます。市の駐車場につきましては、平成26年11月供用開始ということになっておりますので、9年ほど経過しており、更新の時期が近づいているということでございます。

◎22番（松橋 武史委員） ちょうど使われてから9年がたち、そして耐用年数については8年ということで、近づいてきているという表現なのか、もう過ぎているという表現なのか、その辺は使用可能年数というのがありますから、そこは適当な判断をしていただければと思いますが、そろそろ買替えの時期なのかなという課長の話でありました。

そうすると心配なのは、セルフで、役所がはまらずにセルフで使っていただいていると。そして電気代は市役所持ちと。そうすると、いろいろな形で市にも使わせている責任というのが出てきていると思います。

そうすると、この充電器の整備・点検、前年度どのような形で行ったのかお知らせいただきたいと思います。

◎管財課長（工藤 浩） 充電器の整備につきましては、駐車場の保守点検の中で整備しているもので、確認しているものでございます。

◎22番（松橋 武史委員） 特別、そうすると整備・点検というものについては、業者に委託だ

とかされていないということでもよろしいでしょうか。整備・点検をすれば、安全でしたというような報告が課長にあるかと思えます。いかがでしょうか。そこを詳しくお聞かせいただきたい。

というのは、もう耐用年数が過ぎているもの、使用年数はまだまだ使えるかもしれません。しかし、何かセルフで充電をされている市内の方々、市外の方々が来た場合、これで何か事故があった場合、古いものでありますから整備・点検が必要だと思います。その辺、少し詳しくお知らせいただきたい。

◎管財課長（工藤 浩） 電気自動車の充電器につきましては、これだけの業務委託といったものは特に行ってございませんので、ただ委員御指摘のとおり、安全面を確認していくことが必要と考えておりますので、そちらのほう、今後対応を検討していきたいと考えております。

◎22番（松橋 武史委員） そうすると、特別EV充電器については、保守点検というのはメニューにないということと理解すればいいのか、これは後ほどしっかり確認をしていただいて、資料提供をまたしていただければと思います。

そして、市民の方々が、これからEV自動車はかなり普及してくるのではないとも言われております。場所についてであります、あの場所でのいいかどうかということのをいま一度検討していただきたいと思います。というのは、これから増える、そうするとEV自動車が充電をしている、並ぶ、その場合に並んだ車をどう処理するのかということもあります。あそこには、すぐ隣に障がい者専用のスペースもあるわけでありまして。そういった場合、あそこが狭隘なスペースになった場合、あの場所でのいいかどうか、設備の更新等がこれからはあるとすれば、移せるのであれば、何というのか、いい場所が、適当な場所があれば、そういった設備をしていただきたいという声

がありますので、お届けして終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎26番（工藤 光志委員） ページでいけば64ページ、2款1項10目、地籍調査についてちょっとお伺いしたいと思います。

浜の町東一丁目から五丁目まで、進捗率が90%を超えたということで、長らく地籍調査をやられていました。この中で、地籍調査で、いわゆる地目の決定をします、境界の決定もします。その中で、地目の、例えば地籍調査は現況主義で、雑種地とか農地とか宅地とかを決定するのですが、その中で雑種地と農地の関連です。農業委員会に意見照会をして、農業委員会でこれは雑種地でない、農地だということの意見の答申をすれば、農地に変更になります。その変更件数はどのくらいあったのか、まずはお知らせください。

◎資産税課長（石田 剛） 地籍調査に関する御質疑です。今、委員御質疑されました雑種地と農地の関連で、農業委員会に照会をかけて変わった件数というものについては、今、この場所に資料は持ち合わせておりません。（「まね」と呼ぶ者あり）

ちょっとそうすれば、時間を頂きたいと思えます。

◎委員長（佐藤 哲委員） 暫時休憩いたします。

〔午前10時21分 休憩〕

〔午前10時25分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

26番工藤光志委員が別の質疑を先に行いたいと

いうことですので、これを許可します。

◎26番（工藤 光志委員） 引き続き、64ページにあるのですが、諸費ですね、11目。ここに国庫支出金である障害者自立支援給付費負担金返還金というのがあります。多岐にわたって返還金があるのですが、その返還金の理由をお知らせください。

◎委員長（佐藤 哲委員） これ、答弁は誰がやるのだ。答弁は誰だ。

暫時休憩いたします。

〔午前10時26分 休憩〕

〔午前10時26分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎財政課長（堀川 慎一） 2款1項11目の諸費の返還金です。様々ございますけれども、一般的な部分でちょっとお答えさせていただきます。

この返還金、例えば国の交付金とかは概算で交付がございます。最終的に事業費が確定しますけれども、それは年度が変わってから確定しますので、国庫補助金を多くもらった分、そういったもの、国もありますけれども、県もありますけれども、それを返還しているものでございます。

概算で頂いて、確定したのが翌年度になって、それをその年度で返還するというものでございます。

◎26番（工藤 光志委員） 一般的にはそうだと思いますが、この多岐にわたっての項目があるのです。これは全部、一般的なことに当てはまるのですか。

◎財政課長（堀川 慎一） それぞれ、ちょっと確認しないとそれはあれですけども、一般的にはそのほとんどが概算で交付いただいたものを返還するものだと思ってございます。

◎26番（工藤 光志委員） 一般的なことは聞

いていないのです。それぞれの理由を聞いているのですから、その辺をよろしくお願いします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 26番工藤光志委員、それぞれの課から答弁することになりますけれども、それでもよろしいですか。（「いいよ」と呼ぶ者あり）どうするのか。

暫時、時計を止めてください。2款に関係ない款もみんな出でくるべ。3款の関係が多い。でも、2款にも関係するはんでな……工藤委員、これ、この2款に関係しない課でも……（「2款さ関係するはんで聞いじゅんだよ、2款を聞いじゅんだ」と呼ぶ者あり）2款を聞いているのだから2款だけでいいみたいだよ、へば、それで言わなが。（「障がいの関係とかは」「ここさ書いじゃの聞いじゅんだじゃな」と呼ぶ者あり）それで行くや。そこさ書いじゅうのだけだと言ってらんだはんで、これで。（「1回休んでもらって、全部聞いてまとめて答弁すればいい」と呼ぶ者あり）では、そうしよう。

暫時、休憩いたします。

〔午前10時30分 休憩〕

〔午前11時35分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎資産税課長（石田 剛） 最初に、大変時間を頂きまして、ありがとうございます。

地籍調査に関して、登記地目と調査後の現況地目が異なったことによって農業委員会に照会をした件数、回答の件数についてお答えいたします。

令和4年度は、浜の町地区において地籍調査を実施しており、このような農業委員会に対する照会は、合計26筆ございました。内訳としましては、農地から宅地に現況が変わっていたものが23筆、農地から公衆用道路に変わっていたものが1

筆、農地から雑種地に変わっていたものが1筆、合計25筆、逆に宅地から農地に変わったものが1筆ございました。この照会に対しまして、農業委員会からは、その地目の変更については、不可ではなくて可という回答を頂いていますので、こちらの見た現況どおりの地目に変更をかけて登記の作業に進んでいるものです。

◎26番（工藤 光志委員） 資産税課の地籍のほうから意見照会をされたときの、それでは、ここに農業委員会はないのですけれども、農業委員会での可・不可のその基準を聞きたいのですが。

◎委員長（佐藤 哲委員） 農業委員会、外にいたか。（「います」と呼ぶ者あり）

では、暫時休憩いたします。

〔午前11時37分 休憩〕

〔午前11時37分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎農業委員会事務局次長（佐藤 祝幸） 資産税課からの照会に対してどのような判断で農業委員会が行っているかということでございますけれども、まず二つありまして、宅地等の非農地から農地に変更する場合、こちらのほうにつきましては、農地法の処理基準という国の通知がございまして、その中で、農地とは、耕作の目的に供される土地ということでございます。そして、この耕作の目的に供される土地につきましては、現に耕作されている土地、そのほかにも、現在は耕作されていなくても耕作しようとするればいつでもできるような土地と、すなわち客観的に見て、その現状が農地の耕作の目的に供されるという土地については農地と判断いたします。

そして一方、農地から宅地、雑種地のほうに変更する場合につきましては、こちらまた農地法

の運用という国の通知がございまして、その土地が森林の様相を呈しているとか、農地に復元した場合、したとしてもそれが物理的に困難だと判断される場合、そしてそのほか、もう一つとして、土地の周囲の状況から見まして、その土地を仮に農地に復元したといたしましても継続して使うことができないという場合には、非農地と判断しております。

そしてこれは農業委員、そして農地利用最適化推進委員の方の3人の判断によって実施しているというような状況であります。

◎26番(工藤 光志委員) 多少意見を申し上げます。その判断基準が客観的にやられていることは分かります。ただ、その中で今、次長が言ったように、いろいろなパターンがあるわけですので、その基準にちゃんと照らし合わせて、将来もそれを農地に使うべきところなのか、それをちゃんと手入れをしても、将来農地として使えないものなのかをちゃんと的確に判断していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎財政課長(堀川 慎一) 2款1項11目、諸費の返還金の返還理由についてお答えいたします。先ほど御説明した事業費の確定による返還以外のものについてお答えさせていただきます。

まず、国の中の子ども・子育て支援交付金返還金、全体が5726万2000円なのですが、そのうち4015万円が会計検査の指摘により返還したものでございます。

続きまして、県、地域子ども・子育て支援事業費補助金返還金も、同じく会計検査による指摘で返還したものでございます。

続きまして、産地パワーアップ事業費補助金返還金は、平成28年度、国の産地パワーアップ事業を活用し農業機械を購入したが、事業を中止したため補助金を返還したものでございます。

続いて、市税還付金です。こちらは納付いた

いた市税の過大徴収金の返還でございます。

続いて、保育所運営費負担金還付金は、コロナの感染に伴い休館した場合の保育料の還付でございます。

続きまして、建物使用料還付金は、りんご公園、藤田記念庭園、緑の相談所、弘前城情報館などの行政財産の使用料で、コロナによる閉館に伴う差額の返還でございます。

最後となります。機構集積協力金返還金は、貸主の都合により返還要因に該当したことによる返還でございます。

◎26番(工藤 光志委員) そんき調べるのに、こらほど時間かがちゅんだよ。1時間以上。ということは、これは財政で、財務のほうでここに掲載しているわけだよね。担当課の返還金るときにちゃんと理由を付して市の財政のほうに報告してねばまねわけよ。ちゃんとそういう資料をそこで持ってねばまねのに、何も緊張感がなくて、そういう資料もない、各課さ聞き取りさねばまねという状況を、ちゃんとさねばまねよ。もっと緊張感を持って、決算委員会なのでですから、どんなことを聞かれても答えられる、即時に答えられるような資料を持って入ってください。よろしくをお願いします。

◎委員長(佐藤 哲委員) ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 質疑なしと認め、これをもって、2款総務費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長(佐藤 哲委員) 次に、3款民生費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長(秋元 哲) 3款民生費の決算について御説明申し上げます。

75ページを御覧願います。

1 項社会福祉費は、福祉総務課、障がい福祉課、生活福祉課、介護福祉課、国保年金課等に係る経費であり、予算現額180億2521万3904円に対しまして、支出済額が167億9314万7476円で、12億3206万6428円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。76ページを御覧願います。

1 目社会福祉総務費19節扶助費の7億8034万6009円は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

78ページを御覧願います。

2 目心身障害者福祉費19節扶助費の4541万3153円は、自立支援医療扶助費などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

80ページを御覧願います。

3 目老人福祉費27節繰出金の1億7744万3663円は、介護保険特別会計への繰出金が見込みを下回ったことによるものであります。

4 目社会福祉施設費12節委託料の943万269円は、身体障害者福祉センターの建て替えに関する設計等業務委託料の確定などによるものであります。

82ページを御覧願います。

6 目後期高齢者医療費12節委託料の2806万5363円は、後期高齢者健康診査業務委託料などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

83ページを御覧願います。

2 項児童福祉費は、こども家庭課等に係る経費であり、予算現額137億3588万1700円に対しまして、支出済額が132億3095万4442円、翌年度繰越額は1554万7060円で、4億8938万198円の不用額となっております。翌年度繰越額は、私立保育所等整備事業費補助金及び弥生学園非常用自家発電機更新工事に係るものであります。

次に、不用額の主なものを申し上げます。

84ページを御覧願います。

1 目児童福祉総務費19節扶助費の5835万4501円は、出産・子育て応援給付金などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

2 目児童運営費19節扶助費の3億3399万7442円は、児童手当費などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

86ページを御覧願います。

4 目児童福祉施設費12節委託料の708万8210円は、児童館延長利用事業児童クラブ指定管理料などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

87ページを御覧願います。

5 目児童健全育成費1節報酬の2536万2242円は、非常勤職員報酬などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

89ページを御覧願います。

3 項生活保護費は、生活福祉課に係る経費であり、予算現額70億7300万3000円に対しまして、支出済額が66億3143万6500円で、4億4156万6500円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

2 目扶助費19節扶助費の4億3690万2241円は、医療扶助費などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

以上で、3 款民生費の説明を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前 1 1 時 5 1 分 休憩〕

〔午後 1 時 0 0 分 開議〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本款につきましては、8名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、弘前さくら未来。

◎8番(樋川 篤子委員) 私からは、3款1項1目、75ページ、説明書も75ページになります。家計改善支援事業についてお伺いします。

まずは、事業の支援内容についてお知らせください。あとは、相談件数72件に対してプラン作成が3件と少ないように感じるのですが、この点についてもお願いします。

◎生活福祉課就労自立支援室長(山谷 互) 樋川委員のほうにお答えいたします。

就労自立支援室が運営するひろさき仕事応援センターには、様々な課題を抱え生活困窮に至っている、あるいは至る可能性のある市民の方々が日々相談に訪れています。中には、不安定な雇用環境や給与の減少を背景に家計収支が減少し、毎月の支払いが滞ってしまうなど、家計に課題を抱える相談者がいらっしゃいます。家計改善支援事業は、家計に課題を抱えている相談者に対して、ファイナンシャルプランナーの資格を持つ家計改善支援員が専門的な知識や技術を生かして家計管理に関する支援、家賃、税金、公共料金などの滞納の解消や、各種給付制度などの利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付けのあっせんなど、一体的、総合的かつ継続的に実施しています。

相談件数72件については、令和4年度中に家計改善支援員が家計に関する課題を抱える相談者8名と面談などをした延べ件数を表しております。家計再生支援プランを作成するためには、相談者本人からの聞き取りだけでなく、必要に応じて日用品をはじめとした生活費等の支払いの明細書や通帳などの確認をする必要があるため、事業の有効性は理解していただけるものの、相談者の同意が得られず、作成件数が伸び悩んでいる状況でございます。そのため、現在は家計の課題を抱える相談者8名のうち、相談者の同意が得られた3名について家計再生支援プランを作成し、支援の

方向性を提案し、生活の再生に向けて意欲を高めていたり、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言などを行い、相談者の家計管理の力を高めていく支援を行っております。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活費を賄うために貸付けを受けた借入金の返済や、現在の物価高騰などの影響により、一定程度の所得があっても生活が苦しいなどという相談も散見されていることから、本事業については今後、さらに必要とされるものと認識しておりますので、引き続き本事業が必要と判断される相談者には利用を促してまいります。

◎8番(樋川 篤子委員) ありがとうございます。物価高騰、燃料高騰の中で、貸付のアドバイスなども行っているということで、今3件プランを作成されて、今、一時借入れで楽になっても、また返済のときに大変になるということも出てくるかと思うのですけれども、このプランの終了というのは、この終了の基準というのはありますでしょうか。

◎生活福祉課就労自立支援室長(山谷 互) プランの終了について御説明いたします。

プランの終了については、相談者が自ら家計の状況に気づき、それを理解した上で、そこから見える課題を把握することで、家計の再生に向けた具体的な方針を立て、自ら家計管理ができるようになった時点でプランが終了となります。

◎8番(樋川 篤子委員) 二つちょっとお聞きしたいのですが、自立を促していくという支援内容ということで、プラン終了の後もまた、困った場合には相談ということになると思うのですが、それも何度でも受け入れてもらえるのかどうかということと、あと8件相談があった、3件はプラン作成にまで至っていますが、その5件は途中で終わって何も効果自体はなかったか、何か感じられているか、その二つ、お願いします。

◎生活福祉課就労自立支援室長（山谷 互） 3件に関しては、プランを終了していても、また何か生活に困った、その他の、ほかにも相談があった場合は、同センターのほうに、家計改善以外でも相談は受け入れておりますので、引き続き支援は行うことはできます。

また、ほかの5名についても、中にはプランは作成していませんが、引き続き御相談に乗ったり、そういうふうな方はいらっしゃると思いますので、プランを作成しなくても普通の御相談というふうなことはやっております。

◎8番（樋川 篤子委員） ありがとうございます。多分、恐らく知らないで、もっともっと相談したい方はいると思うので、分かるように広報なりでどんどん発信していただきたいと思います。

◎10番（成田 大介委員） 私からは3款1項2目、79ページ、障害児通所給付費等についてお聞かせ願います。これ、この障害児通所給付費等ということで、児童発達支援扶助費が予算から1億円ほどちょっと上回っている。放課後等デイサービス扶助費が1億5000万円程度決算で上回っております。もう一つが保育所等訪問支援扶助費は30万円程度の不用額が出ていると思うのですが、この3点について、執行状況といたしますか、その理由を教えてくださいと思います。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） ただいまの御質疑でございますけれども、決算説明書の80ページに沿って御説明させていただきます。

こちらのほうの下段のほうの(6)障害児通所給付等の部分になりますけれども、事業名は3事業になってございます。

まず、児童発達支援扶助費に関しましては、こちらのほう、増額となった主な理由としましては、3歳児健診や5歳児発達健康審査の実施により、療育が必要とされる児童の発見及びサービス

の利用へとつながるケースが増加していること、あと保育所等訪問支援利用者からの意向、また新型コロナウイルス感染症に関わる不要な外出を控えることに対しての行動変容など、様々な要因が重なりまして、利用者的大幅な増加につながったものと認識してございます。

続きまして、次の段の放課後等デイサービス扶助費に関しましては、こちらのほうにつきましても、先ほどの児童発達支援扶助費と同様に、同じような理由でサービスの利用者の増加など、児童発達支援事業と同様の理由による増加と認識してございます。

最後に、一番最後、保育所等訪問支援扶助費に関しましては、こちらのほうに関しては本事業、本来原則、大体おおむね月2回利用ということにしてございますけれども、利用状況により利用可能日数がより多い児童発達支援事業のほうへ移行された方が多いと。そのためにこちらのほうの事業のほうの利用が少なくなったということで分析してございます。

◎10番（成田 大介委員） 今、説明書を見ると、実績の利用者数に対して利用実績というようなところで日数も出ているのですけれども、これは延べ日数というあれでよろしいでしょうか。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） 延べ日数でございます。

◎7番（竹内 博之委員） 私からは2点。

決算書の87ページです。説明書でいけば97ページの放課後児童健全育成事業(なかよし会)についてお伺いします。

これは中身を見ると、ほとんどが人件費だろうと思うのですが、まずこのなかよし会を運営されている方々の人数といたしますか、ちょっとその状況についてお伺いします。

◎こども家庭課長補佐（村田 善彦） なかよし会の職員数ですが、令和4年度は年度末で常勤の

支援員が51名、短時間の支援員が15名、代替の支援員が5名の計71名となっております。

◎7番（竹内 博之委員） 71名ということで、ちょっとこの職員の方々というのは、例えば専門的な知識を兼ね備えているだとか、もともとなかよし会ですから子供の預かる場所だと思うのですが、例えば資格を保有しているとか、学校の先生をやられた経験者の方だとか、ちょっとそういう特性みたいなのがあれば、その点についても伺いたします。

◎こども家庭課長補佐（村田 善彦） 職員の多くは、保育士の資格や幼稚園の先生の資格、あと小学校とか中学校、高校の教諭の資格をお持ちの方もいらっしゃいます。ない方であっても、放課後児童支援員の資格のほうは取得してもらって対応していただいているものです。

◎7番（竹内 博之委員） ありがとうございます。

実は、この質疑を取り上げるに当たって、弘前市内の民間の事業者から、このなかよし会の事業についてアウトソーシングみたいなことも考えられないものかという相談を受けたこともあって、調べてみると、むつ市とか五所川原市は、既にこういったなかよし会の事業をより専門性の高い民間事業者に委託ということも行っているようです。

ちょっと私もまだ実際に現地を見て、当市との違いというところまでは比較とかはできていないのですが、一部でそういう弘前市内の事業者からもなかよし会に関する課題解決のための民間委託みたいなことというのも問合せとして受けておまして、これまでも当市の場合は、今おっしゃっていただいた専門的な知識等を兼ね備えた方にこういった形で決算——決算というか予算措置をして行っているのですが、その他市での民間委託の実例も踏まえて、当市としてのこれからの

なかよし会をよりよいものにしていくという、ちょっと漠然としていますけれども、そういった観点から民間委託というのは考えられるものなのかということの見解について伺います。

◎こども家庭課長補佐（村田 善彦） 放課後児童健全育成事業の委託に関しまして、県内の自治体でも既に行われているところがあり、児童の支援に精通している事業者が委託することは有効なことだと考えております。ただ、導入に際しましては、児童の安全安心な居場所の確保を第一として考え、また保護者の理解を得ることが必要なこととなってきます。その辺を勘案しまして、当市のなかよし会に導入した際のメリット・デメリット、あと一部導入の可能性などを含めて、今後調査研究してまいりたいと思っております。

◎7番（竹内 博之委員） ありがとうございます。

次に移ります。もう一つ通告していた内容が生活保護扶助費、説明書100ページです。

これは1点だけ確認も含めてなのですが、たまに全国的なニュースで、外国人の方の生活保護に関するニュースを目に触れております、私自身も。今回、この決算を取り上げるに当たって、ちょっと弘前市の状況はどうなのだということ私にも問合せを受けて、この決算のタイミングで一応、ちょっと公の場で確認をしたいと思しますので、当市における外国人の方の生活保護の需給の点について伺います。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） 外国籍の方で当市における状況という御質疑ですが、令和5年9月現在、当市において外国籍の方で生活保護の受給世帯数は13世帯、受給者数は21名であります。

外国籍の受給世帯数は、ここ10年の推移なのですが、平成28年4月の15世帯が一番多くて、少なかったのが平成30年4月の11世帯、現在は13世帯

でありますから、ほぼ横ばいで推移しております。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、創和・公明。

◎14番（畑山 聡委員） 私からは、3款1項1目、民生委員等活動支援事業についてです。民生委員協力員活動費についてお伺いいたします。

民生委員協力員というのが55人と書かれておりました、それに対して76万9000円の決算ということになっております。1人当たりになると約1万4000円ということになるわけですが、この民生委員協力員のほうから、1人当たり完璧に1万4000円なのかどうかまでは分かりませんが、何かしらの不平不満というのでしょうか、注文というか、そういうことはございませんか。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 民生委員協力員は、民生委員の活動負担を軽減するとともに、地域の見守り体制の強化を図るため配置しており、高齢者等の見守りや敬老大会などの地域福祉活動のうち、民生委員が必要とする活動に限って御協力をいただいているものです。

協力員は民生委員同様、無報酬としておりますが、交通費や通信費などの経費を活動費として月額1,200円、年額にすると1万4400円を支給しております。

活動費の金額の設定に当たりましては、協力員を先行して導入した自治体の多くが月額1,000円から1,500円の間で設定をしており、同等の水準としたものであります。県内では、当市のほかに八戸市が福祉協力員という名称で導入をしており、年度末に年額1万2000円を一括支給していると伺っております。

民生委員協力員の令和4年度の月平均活動日数は3.4日となっております、活動実績から見ましても、ボランティアとして民生委員活動を補助する位置づけから見ましても、金額は妥当と考えてお

ります。また、現在のところ協力員、あるいは民生委員等から増額等の要望は頂いていないところでございます。

◎14番（畑山 聡委員） ありがとうございます。ほかの市町村で先駆けて民生委員協力員制度というのは行われていたわけですので、それに見習ってというか、それとの均衡を図ってこういうふうな運用をしていると理解いたしました。

それで、民生委員は法律で定められている無報酬の完全なボランティアというか、なわけですが、これは、予算が計上されていないから当然決算としても出てこないのだらうと思いますが、民生委員のほうには、民生委員・児童委員です、交通費、通信費、研修費、参加に充てる活動費を交付して、その金額として2601万円の決算になっているわけです。これとの、何というのだらう、私もそんなに広い範囲を知っているわけではございませんが、少なくとも東地区の民生委員に対して民生委員協力員は、同じように非常に一生懸命頑張って協力しているのですが、ちょっとアンバランスなのではないか。つまり、民生委員に対してかなり金額を出しているけれども、民生委員協力員に対してはあまり大した金額ではないと。確かにほかの市町村もそうなのでしょうけれども、これはどうもうまくないのではないかなと思うのですが、その辺をどのようにお考えなのでしょうか。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 民生委員活動費につきましては、毎年見直しが行われておりますので、協力員につきましても、増額等については長期的に推移を見てまいりたいと考えます。

◎14番（畑山 聡委員） 6月議会で民生委員協力員制度については取り上げたところでございますけれども、確かに調べてみると、ほかの市町村も同じようなやり方をしておりますし、運用もしているようでございますが、やはりこの辺は法

律で民生委員というのがつくられたのに対して、そういう形ではない形で民生委員協力員制度をつくったということで、私としてみれば、実態、私の知っている範囲では一生懸命やっていると、ということであれば、それなりの法的な措置とか、それから予算措置とか、そういうことをやっていったほうがいいのではないかなというふうな気持ちでございました。

◎15番（石山 敬委員） 私は3款1項1目、76ページ、扶助費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について。説明書を見ながら質疑したいと思います。

まず、その71ページにあります1世帯当たり10万円を給付する、この令和3年度分と令和4年度事業拡充分を足したのが約4,000世帯で6か月の事業期間、一方、72ページにあります電気・ガス・食料品等の1世帯当たり5万円を給付の住民税非課税世帯が2万3630世帯、これも事業期間が3か月ということで、期間も1年もないし、同じ住民税非課税世帯なのですが、この違いについてまずお聞きしたかったのと、先ほどの4,000世帯とか2万3630世帯というこの数字はどこから持ってきた、根拠みたいなものを教えていただきたいと思います。1問だけです。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 住民税非課税世帯に1世帯当たり10万円を給付した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、令和3年度からの継続事業となっております。令和4年度の決算といたしましては、令和3年度の非課税世帯のうち令和4年4月1日以降に支給決定をした分と、令和4年度から新たに非課税となった世帯を対象とした拡充分となっております。

事業全体の実施状況といたしましては、令和3年度につきましては、住民税非課税と思われる2万4956世帯を対象に確認書を送付し、うち給付し

た世帯数は2万3032世帯で、このうち令和4年度決算に係る4月以降に支給決定した件数は1,254世帯となっております。

また、令和4年度分の拡充分に係る令和4年度非課税世帯につきましては、令和3年度に受給した世帯は重複して受給できないこととなっておりますので、これを除いた3,378世帯を対象に確認書を送付し、このうち給付した世帯数は2,858世帯となっております。

一方、5万円を給付した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましては、令和4年度の住民税が非課税と思われる2万6125世帯に確認書を送付し、2万3630世帯に給付をいたしました。

以上のように、令和4年度の10万円の給付金は、前年度との重複を除いておりますので、確認書送付の対象世帯数に大きな差異が生じたものでございます。対象と思われる世帯の根拠につきましては、課税台帳と住民基本台帳のデータにより、個人ごとの課税状況を確認した上で、対象となる世帯を抽出したものであります。

なお、当該給付金を迅速に支給するため、世帯に未申告の方がいる場合などでありましても、国が認める範囲で対象に含めているところでございます。

◎15番（石山 敬委員） 分かりました。あくまでも確定申告上だけで判断すると対象にならない人がいるのかなと思って、その未申告の方もちゃんと網羅されているということで安心しましたし、一方で、たしか弘前は7万1000世帯ぐらいあって、その中で2万3000世帯も、住民税非課税世帯が多いのが分かりましたので、また違う機会にお聞きしたいと思います。ありがとうございます。

◎3番（志村 洋子委員） 私からは、2点お伺いいたします。

3款1項3目、決算書79ページ、緊急通報システム事業業務委託料についてお伺いいたします。

決算説明書84ページを見ますと、本事業は弘前市社会福祉協議会へ委託しているものと民間業者へ委託しているものがあるとのことですが、社会福祉協議会への新規設置台数がゼロとなっております。この理由と、両者の内容や金額に違いがあるのかお聞かせください。

◎介護福祉課主幹（野呂 和範） 御質疑のありました緊急通報システム事業についてお答えいたします。

緊急通報システム事業は、平成2年度に弘前市社会福祉協議会へ業務委託により開始した事業で、その後、民間業者においても事業を実施するようになったことから、当市では平成26年度に民間業者2者を追加したものであります。

仕組みについては、両者とも利用者が緊急ボタンを押すと、すぐに受信センターにつながります。その後、社会福祉協議会のシステムの場合は、事前に登録している地域の協力員に安否確認を要請する体制となっております。民間事業者のシステムの場合は、提携するタクシー業者へ連絡し、現場に最も近いタクシーに対しすぐに駆けつけるよう要請する体制となっており、24時間体制で実施されております。また、どちらのシステムも、通報による本人の状況に応じて、受信センターから直接救急車の要請を行う場合があります。

本事業を利用できる条件について、社会福祉協議会のシステムについては、住民税非課税世帯のみに限定され、本人負担額なしとしております。民間事業者のシステムについては所得要件はなく、課税状況に応じて月額ゼロ円から1,650円の本人負担額となっております。

◎3番（志村 洋子委員） この事業についての市民への周知方法をお聞かせください。

◎介護福祉課主幹（野呂 和範） 緊急通報システム事業の周知については、広報ひろさきや市のホームページへの掲載をしているほか、出前講座も実施しているところであります。

◎3番（志村 洋子委員） 令和4年度における利用者の緊急通報等の件数を把握していればお聞かせください。

◎介護福祉課主幹（野呂 和範） 緊急通報システムには、緊急ボタンと相談ボタンの2種類のボタンがついておりまして、令和4年度については、緊急ボタンによる通報が12件、相談ボタンによる通報が74件、全部で86件となっております。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。

ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦にとって、緊急時や相談したいときにボタン一つで駆けつけてくれる事業があるのは、非常に心強いサポートだと感じました。

コロナ禍であったとき、119番に救急要請でなく相談でのコールが少なくなかったとの声が届いておりました。そういった方々にも、この緊急通報システムを利用していただければ、救急隊の活動もしかるべき要請者へとつながると思います。

続いて、3款1項3目、決算書80ページのねたきり高齢者等紙おむつ支給扶助費についてお伺いいたします。

私たちの生活を直撃する物価高騰が続く中、紙おむつや尿取りパッドの支給は大変にありがたい事業であります。しかし、対象となる方や御家族がこの事業を知らないケースが多いと聞きます。

そこで、現在の周知方法と今後さらに市民へ拡充するためにどんな方法があるかお聞かせください。

◎介護福祉課主幹（野呂 和範） ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業は、在宅で生活する寝たきり高齢者等の保健衛生及び低所得世帯に対する経

済的負担の軽減を図ることを目的に、年に4回、紙おむつ等の現物給付を行う事業であります。

周知については、広報ひろさきや市のホームページへ掲載しており、居宅介護支援事業所のケアマネジャーによる代理提出も可能となっていることから、それらの方に広く周知できるよう、出前講座等も実施してございます。

しかしながら、まだ制度を知らない方もいらっしゃいますので、今後、これまでの周知方法に加え、地域の高齢者と接する機会の多い地域包括支援センターの職員や民生委員が集まる会議等において、本事業のさらなる周知に努めてまいりたいと考えております。

◎3番（志村 洋子委員） ありがとうございます。最後に意見を申し上げて終わります。

先ほどの緊急通報システムもそうですが、病院に入院している方が退院するときに事業内容を御本人や御家族にお伝えできるよう、病院の医療連携室の相談員にも周知できると、より一層多くの市民に広めることができるのではと思います。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、日本共産党。

◎1番（須藤 江利加委員） 私からは、2項目についてお伺いしたいと思います。

まず一つが、3款1項1目、ページ数は76ページになります。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてであります。

この事業における中身の概要と、対象世帯数についてお伺いします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） この給付金は、電力・ガス・食料品等の価格高騰に伴う負担増を踏まえ、物価高騰に対する追加策の一つとして、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯と、それに準ずる家計急変世帯に対して、1世帯当たり5万円の現金を給付したものでございます。

給付の手續に当たりましては、市が有する課税

情報等に基づき、令和4年度の住民税が非課税と思われる世帯を抽出し、確認書等を送付しておりますが、当該給付金を迅速に支給するため、世帯に未申告の方がいる場合などであっても、国が認める範囲で確認書等を送付いたしました。

確認書を受領した方は、御自身で要件に該当するか判断をしていただき、各種誓約・同意事項を了承した上で必要事項を記載し、令和5年1月31日を返送期限として市に返送していただきました。また、家計急変世帯につきましては、御自身の収入を証明する書類などを参考に、同じく令和5年1月31日までを期限として受け付けたものでございます。

給付の状況につきましては、確認書等を送付した件数は2万6125世帯で、支給した世帯数は2万3630世帯であります。また、家計急変世帯は、57世帯から申請があり、55世帯に支給をしております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

先ほど申告書を送られて、実質給付に至った件数等を伺ったのですが、実際にその対象となった世帯、給付した世帯の差というのはどのぐらいになったのかの確認をしたいのですが、お願いします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 確認書等の返送がなかった世帯の数につきましては、2,495世帯となっております。

◎1番（須藤 江利加委員） すみません、質疑の仕方がちょっと駄目だったかもしれません。実際に給付に至った世帯と申告書を送った世帯とのその差というのが発生しているということだったので、その申告がなかった、返送がなかった世帯に対しては、市のほうではどのような対応をされたのでしょうか。お伺いします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 返送がなかった

世帯につきましては、住民税が課税されている方の扶養親族であるなど要件を満たさなかったものと捉えてございますが、返送忘れによる失効を防止するため、広報ひろさき12月1日号及び1月1日号、また市のホームページなどで重ねて返送期限を周知いたしました。また、入院、入所などの理由により、期限内に確認書の返信ができなかったと御相談をいただいた方には、その御事情を伺いながら、国が示す範囲の中で柔軟に支給に係る処理を行ったものでございます。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

確認書を送ったという話だったのですけれども、その書類の内容の中で、必要であれば返事が返ってくると思うのですけれども、逆に必要ではないという方、そんなにいないかもしれないのですけれども、そういった方から直接連絡とか話というのは来たりしたのでしょうか。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 必要がない方については、返送しないという形になってございますので、頂戴しておりません。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

質疑はこれで終わりますけれども、ちょっと気になったのが、必要な方は返してくれるということではあったのですけれども、実際に書類が届いて、必要な方にも多分届いたのかもしれないけれども、その内容の趣旨がよく分かっていない場合であったり、何らかの理由によって返事が返せないパターンというのもあると思うのです。そういった方々に対するの対応というのを、今の話を伺う限りは、全部、100%の方にやり切れているのかちょっと見えづらかったのですけれども、連絡がさらに市のほうからやった場合でも、なかなか取りづらい方々に対してはどのような対応になったのか、ちょっと最後に確認でお願いしま

す。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 例えば障がいのある方など、自力で返送が困難な方に対して行った配慮について御説明をいたします。

例えば視覚障がい者の方には、確認書等を送付する際に、重要な通知であることを知らせる点字シールを貼付しました。このほか、民生委員・児童委員協議会の定例会において事業の概要を説明し、障がい者をはじめ、地区の見守り対象の方などから御相談を頂いた場合には市に連絡をいただくように依頼をしたほか、成年後見人等に対して、権利擁護支援センターが把握をしている範囲で情報提供を行ったものでございます。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

やはり必要な人だけが返すというわけではなくて、必要ではない方からも必要ではないという通知が戻ってくるようなシステムにしてもいいのではないかなと思いました。実際に満遍なくできていないかということの確認も含めて、そのほうがやりやすいのではないかと思いましたが、やはりすごくよい事業であったので、この点については非常に丁寧な対応を今後も、似たような事業が出ればですけれども、やっていただければと思います。この項目についての質疑は以上にいたします。

続きまして、3款1項3目の、先ほど志村委員からもありましたけれども、緊急通報システムの委託料のところについて、私からちょっと提示したのが、文章の中身のところをちょっと内容に書いていたのですけれども、79ページのところになります。この事業についてのまず、すみません、具体的な内容をちょっと分からなかったので概要と、あと直近の5年間の設置状況について詳しくお答えいただきたいと思っております。

◎介護福祉課主幹（野呂 和範） 御質疑のあり

ました緊急通報システム事業の概要についてお答えいたします。

当市が実施しております緊急通報システム事業は、独り暮らし高齢者等が安心した生活を送れることを目的に平成2年度に弘前市社会福祉協議会への業務委託により開始しまして、平成26年度からは民間業者2者を追加しております。いずれのシステムにつきましても、固定電話回線を利用して接続するものとなっており、緊急ボタンのついた電話機とペンダントを利用者へ貸与し、自宅に設置しております。

利用者が緊急ボタンを押すと、すぐに受信センターにつながり、通報による本人の状況に応じて救急車の要請、事前登録している親族への連絡、協力員または提携業者に対し自宅へ駆けつけるよう要請するものとなっております。

次に、直近5年間の設置状況についてですが、新規設置台数は、平成30年度が29台、令和元年度が10台、令和2年度が20台、令和3年度が24台、令和4年度が25台となっており、令和4年度末現在の設置台数は184台となっております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

御答弁の中で、たしか固定電話の回線が必要との話がどこかであったと思うのですが、近年、携帯電話の普及が進んでおりますので、固定電話を持っていない方というのも結構いらっしゃると思うのですが、そのような方に対しての支援・対応はどのようになるのでしょうか。お答えください。

◎介護福祉課主幹（野呂 和範） これまでの緊急通報システムは、自宅の固定電話回線を利用して接続するものとなっておりますが、現在委託している民間業者において、携帯電話の回線により利用できる同様のシステムが開発されております。このシステムにより、固定電話をお持ちでな

い市民にも広く御利用いただけるようになることから、現在、情報収集を行っているところであります。

◎17番（千葉 浩規委員） まず、3款1項1目の76ページ、KDBシステム突合データ出力業務委託料と、同じく住民記録システムデータ抽出業務委託料、これはどちらも次世代医療基盤法に基づく医療情報提供関連だと思いますので、一括して質疑させていただきます。

まずは、この二つの業務委託の内容について答弁をお願いします。

◎国保年金課主幹（川畑 和之） こちらの二つの委託料なのですが、KDBシステム突合データ出力業務委託料につきましては、委託先は青森県国民健康保険団体連合会、こちらは国の認定事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構、略してJ-MIMOというところなのですが、そちらに提供するための国保のレセプトデータなどの医療情報のデータ出力を委託したものととなります。

続きまして、住民記録システムデータ抽出業務委託料なのですが、こちらは日本電気株式会社青森支店のほうに委託しまして、次世代医療基盤法に関する医療情報の提供の事前通知を送付する際、住民記録等からのデータから宛名シールを作成するためのシステム改修を委託したものととなります。

◎17番（千葉 浩規委員） それで、これまでの通知者数と提供拒否者数の状況、もう一つ、提供された医療情報の状況は今どうなっているのか、答弁をお願いします。

◎国保年金課主幹（川畑 和之） 通知状況のほうにつきましては、令和5年3月末時点の通知者数は、複数回通知された方もいらっしゃいますので、その方々の重複は削除しまして1人としてカウントした上で8万7775人、提供拒否の数につき

ましては、同じく複数回提供拒否された方を削除しまして269人、医療情報の提供情報としましては、次世代医療基盤法による国保レセプトデータなどの医療情報の提供は、まだ実施していない状況になります。

現在も後期高齢者医療のレセプト、あと健診のデータ、あと弘前大学のほうで岩木地区健康増進プロジェクト健診データのほうを次世代医療基盤法に従って提供する前の段階になりまして、当市からの業務委託としてJ-MIMOのサーバーに国保レセプトデータなどの医療情報を外部保存している段階となります。

これまでJ-MIMOのほうに外部委託としてお渡しした情報ですけれども、平成27年4月から令和5年2月までの7年11か月分のデータを保存している状況となっております。次世代医療基盤法による提供に向けまして、未通知者の方とか提供拒否者の方々の医療情報を除外する必要があるのですが、こちらは外部保存しているサーバーから次世代医療基盤法の認定用サーバー、別にあるサーバーになってくるのですが、そちらに移動させた上で匿名加工していく予定となっております。

現在としましては、外部保存サーバー内で未通知者や提供拒否者の医療情報を除外するためのプログラムを開発中ということになっております。

◎17番（千葉 浩規委員） 大体提供された医療情報が7万以上と、大変な医療情報だと。それで、データの取り込みのプログラムを今、J-MIMOのほうで開発中ということでした。

当初、私も一般質問を行ってきたわけですが、その段階ではこうした話が一切ありませんでした。医療情報というのは、要配慮情報の個人情報であったわけですから、当然データの扱いは万全で、もう何というか、そういうプログラムも完全にできていて、データをよこせばぱっちりや

りますよとなっているのかなと思っていましたらば、どちらにせよ開発中ということでは変わりはないわけです。

そうなると、開発中ということで、情報の漏えいはないのかなということが本当に心配になるわけです。国策だから、大企業だから大丈夫というのは、この間、マイナンバーカードの利用で、コンビニ交付で別人の証明書が発行されたり、昨日の補正予算でも、システムの誤設定から全国的な介護保険料の誤りが生じるということがあるこの御時世なので、ますます心配になってくるということで、協定上、この全面的な提供の中止とか、また第2段階の提供のせめて停止、少し様子を見るというようなことはできないのか、答弁をお願いします。

◎国保年金課長（葛西 正樹） まず、プログラムの構築についてでございますけれども、医療情報を提供するに当たって、対象者となる市民の皆様へは、これまでも数度にわたって、次世代医療基盤法に基づく提供を行う旨と、提供拒否が可能である旨の通知しております。

御質疑いただいたこの委託によって、国保連のほうから取得するレセプトデータ等には、例えば転出等によってその通知自体ができていない方の分や、通知に呼応して提供拒否された方のデータが含まれておりますので、そこは我々提供する側の責任として、そこを除く必要がございます。しかしながら、その作業を市が行うというのは、データ処理の技術的にも、事務的な負担の面からも非常に難しいということで、この除外抽出の業務委託と医療情報提供契約とを二つ包括的に、先ほど説明したJ-MIMOのほうに委託して契約しているというものであります。プログラム開発は、その一環として行っているというものでございます。

次に、委員から、マイナンバーカードを利用し

たサービス等で個人情報他者に知れてしまう事例等のお話がありましたけれども、この医療情報提供の取組におきましては、対外的に情報が出る際には全て匿名化されておりますので、直接的に情報流出によって個人情報が侵害されるというケースはございません。

この取組において、個人情報、プライバシーが侵害されるケースとして懸念されるのは、次世代医療基盤法の事業用サーバーのほうに取り込んではいけない情報、つまり提供拒否をされているデータ等が誤って取り込まれてしまうということだと認識しております。そこは、除外抽出の処理が正しく行われているかどうか、市が確認、検証の作業をしっかり行うことで、安全性が担保できると考えております。

最後に、協定上、データ移転を途中でやめることができないのかというような趣旨の御質疑でございましたけれども、もちろん協定上の取扱いという面もございますが、そもそも市が何のためにこの医療情報提供契約を締結したのかという所期の目的、趣旨がございまして、医療ビッグデータの利活用、データの分析や研究成果を市民の健康施策に生かしていくということが目的の一つとなっております。また、長年、市と弘前大学とが岩木地区の住民の多大なる協力を基に、岩木健康増進プロジェクト健診を実施してきたことにより積み上げられているビッグデータの蓄積があります。それを何とか地域の活性化へ役立てられないかという意味合いもございます。

弘前独自に結成されてきたこうした土壌、アドバンテージを活用した取組が、結果的には弘前大学の研究の活性化、地域の医療健康分野における産学官民の連携の促進につながっていくというようなことを目指しております。これらは弘前大学COIの活動や健康都市弘前のコンセプトにも合致したものであると認識しておりますので、基

本的に進めていくべきと考えておりますので、一方で個人情報の取扱いをないがしろにするということは許されないというふうには重々に認識しておりますので、そこは安全に取り扱われることを第一に、十分な措置を講じた上で、時間をかけて丁寧に進めてまいりたいと考えております。

◎17番（千葉 浩規委員） どっちにしろ、普通、システムやプログラムを開発して、はい、どうぞなら分かるのですが、開発中で、はい、どうぞというのは、ちょっとやはり心配だなというのは変わりません。

続きまして、3款2項1目の83ページ、ひろさき子育て応援アプリ運営業務委託料についてです。

委託される業務とアプリの概要、あと登録者数については資料も出ているわけですが、その全体に対する登録者の規模というのはどれほどなのか、答弁をお願いします。

◎こども家庭課長補佐（太田 宏之） ただいま御質疑のありましたひろさき子育て応援アプリ運営業務委託料につきましてお答えをいたします。

まず委託される業務についてであります。業務期間中のアプリの運用と保守・管理となっております。また、アプリの概要につきましては、このアプリは子育て世代が必要な情報を入手しやすい環境を整備し、子供たちの健全な成長をサポートすることを目的とした、妊娠から出産、子育て期にわたり切れ目なく利用できる機能が備わったアプリとなっております。

当市におきましては、平成30年10月21日から配信を開始したものでございます。主な機能といたしましては、妊婦健診や乳幼児健診の記録、予防接種のスケジュール管理、妊娠中や子育てに役立つ読み物や動画の閲覧、地域の子育て関連イベント及び施設の参照、妊娠、出産、子育てについてのオンライン相談、以上の機能が備わっているも

のでございます。

また、アプリの登録規模ということでございますが、まず登録者数ということで御説明をさせていただきますが、令和5年7月10日時点での登録者数は3,041人、登録規模ということで、年度ごとの妊娠届出数に対する、その年度内にアプリを登録した方の人数ということで規模感を御説明させていただきます。令和2年度は妊娠の届出数のが1,011人、そのうち登録された件数が142件、令和3年度は869人に対して477件、令和4年度は886人に対して430件となっております。

◎17番（千葉 浩規委員） このアプリでは、結局ユーザーが、先ほど答弁にありました様々な医療データを送信して、それでいろいろなデータをまた頂くというような内容だと思っております。収集されたデータはどのように取り扱われるのか、答弁をお願いします。

◎こども家庭課長補佐（太田 宏之） アプリ上で収集、登録されました個人情報の取扱いについて御説明をいたします。

サービス提供事業者がサービス利用上のルール等をまとめた利用規約によりますと、アプリ上でお預かりした個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律及びサービス事業者の個人情報保護方針に基づいて適正に管理されることとなっております。またその上で、利用者の個人情報は、まずアカウントの登録のほかイベント予約、アンケートの実施、お問合せ対応、子育て支援情報の提供などの、実際にサービスを受ける際に利用されております。

また、アプリの利用動向を基にしたマーケティング分析に利用されることもございますが、その際には個人が特定できないように、統計データとして利用されるものとなっております。

◎17番（千葉 浩規委員） 結局、収集された情報については個人を特定できない統計データと

して利用するということですのでけれども、別にそれが法に反しているとか、そういうわけではありません。

それで、やはりこの医療情報を含めて個人情報が提供されて、匿名加工されて利用されるということになるわけですが、そのときにやはり本人の同意というのが必要かと私は思うのですけれども、本人の同意というのはこのアプリの中ではどのように行っているのか、また市としてはどのように関わっているのか、答弁をお願いします。

◎こども家庭課長補佐（太田 宏之） 個人情報の利用について利用者からの同意の方法と、あと市としてどのように関わっているかということでございます。

まず、アプリの利用を希望される場合は、先ほど申しました利用規約に加え、サービス提供事業者の個人情報保護方針が定められましたプライバシーポリシーの内容について利用者御自身が同意の上で、氏名、生年月日、メールアドレス等の個人情報を登録してサービス利用を開始するものがございます。また、身長や体重等の成長記録や予防接種、健診記録等、お子さんの成長に合わせた情報につきましても、利用規約等に基づいて利用者が登録を御判断いただくものとなっております。ですので、市が直接関わることはないものと考えております。

なお、アプリを登録されない方やスマートフォンを利用されていない方につきましては、従来の各種手当や健診などの紙媒体による個別通知を実施しているほか、子育て施策を掲載している紙媒体のひろさき子育て応援リーフレットのほうを作成し配布しておりますので、市といたしましては、アプリの利用を必ず皆さんに強制しているものではなくて、利用者の御事情に合わせてアプリの利用を御検討いただきたいと考えております。

◎17番（千葉 浩規委員） 同意を得るのは私

は当然だと思うのですが、どうやって同意を確認するのかと。例えば普通、パソコンであれば何かダウンロードをするときは「同意」をぶちっと押すのですけれども、このアプリの場合は、その同意の方法としてどのようなことをやるのか。やはり同意するときに何かボタンを押すのか、一般的にアプリだと、たしかそのままダウンロードしていくような感じだと私は思うのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

◎こども家庭課長補佐（太田 宏之） 市で今提供していますこのアプリ上に関して言いますと、まず初期設定の画面がございます。そちらで必要な事項を記入した上で、最後に「進む」というボタンがあるわけですが、それに進む前にこの利用規約ですとかプライバシーポリシーというのをよく読んで、それに同意する場合は進んでいただきたいというような注意書きがございますので、そちらを読んでいただいた上で、個人情報も含めてその規約に同意される場合は次の実際のサービス利用に進んでいただくという流れになっております。

◎17番（千葉 浩規委員） 私は男性なので、そのアプリを見たこと、中身に入ったことはないのですけれども、結局それで言うと、読んで、何かボタンがあって押すのではなくて、そのまま入っていくというやり方ということですよ。なのでも、ちょっと時間もあれですので、しかしやはり個人情報をこれだけ提供するわけですから、市としても、やはりそういうものだというをお知らせしておくということが私は丁寧なやり方ではないのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

もう一つ、3款2項1目の84ページ、私立保育所等ICT化推進事業費補助金についてです。

この事業の概要というよりも、このシステムはどのようなものになっているのか、答弁をお願い

します。

◎こども家庭課長補佐（村田 善彦） システムの概要についてということだったのですけれども、まず事業の概要についてちょっと説明させてもらってもよろしいでしょうか。

この事業は、保育所等における業務のICT化を推進することで保育士等の業務負担の軽減を図り、働きやすい環境を整備することを目的として、保育計画や記録に関する機能や園児の登園管理、保護者との連絡について導入に要した経費の一部を補助するものとなっております。

ICTのシステムについてですが、こちらは二つのタイプがありまして、ソフトウェアのライセンスを購入して、施設が保有するサーバーやネットワーク機器などのハードウェアに保管し、自分たちで運用・管理するオンプレミス型と外部のクラウドサービス提供事業者が構築しているITシステムをインターネットを介して利用するクラウド型がございます。

◎17番（千葉 浩規委員） クラウド型とインストール型が二つあるということですが、このデータの保管方法というのはどうなっているのでしょうか、答弁をお願いします。

◎こども家庭課長補佐（村田 善彦） 千葉委員がおっしゃるインストール型に関してですが、サーバー設備を施設が保有・調達し、施設が利用するデータは全て施設内のサーバーに保管されることとなっております。一方クラウド型では、外部のクラウドサービス提供事業者が管理するインターネット上のサーバー群でデータ管理を行うこととなります。最近ではクラウド型が主流となってきておりますが、当市では平成28年からこの事業を開始しておりまして、当時はオンプレミス型——インストール型が主流だったこともあったため、市内の施設においてはインストール型の導入率が高い傾向にございます。

◎17番(千葉 浩規委員) 便利さということを考えればクラウド型のほうが断然便利ではないかなと思うわけですが、その場合、保育所の中でクラウドのいろいろな会社があると思うのですが、その会社を変えた場合、そのデータはその会社のクラウドにあるわけですから、そのデータの取扱いというのはどうなるのでしょうか。答弁をお願いします。

◎こども家庭課長補佐(村田 善彦) データの取扱いにつきましては、各クラウドサービス提供事業者の利用規約で定められておまして、保育園等の利用者が入力・保存したデータや利用状況を記録したデータについては、利用契約終了後、一定期間が経過した際に全て削除する措置が取られる例が多いと伺っております。

◎17番(千葉 浩規委員) すみません、最後のところがよく聞き取れなかったので、もう1回お願いします。

◎こども家庭課長補佐(村田 善彦) すみませんでした。最後のところですね。

利用状況が記録されたデータについては、利用契約終了後、一定期間が経過した際に全て削除する措置が取られる例が多いと伺っております。

◎17番(千葉 浩規委員) 結局、業者を変えるとこれまでのデータは削除されてしまうので、次の業者から次の業者に移るということがちょっと難しくなるということだと思っております。

そこで、やはり自治体としては、子供の個人情報保護対策を本当に丁寧に行っていくべきだと思います。子供たちも含めた自己情報コントロール権、国の問題でもありますが、今これをしっかりと確立していくということが求められているということをお話して、終わります。

◎副委員長(外崎 勝康委員) 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会

派を指名いたします。

まず、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

◎2番(工藤 裕介委員) 私からは、2個質疑させていただきます。

3款1項1目の決算書75ページ、生活困窮者就労準備支援事業について、これは新しい居場所「W a n c h i c a」の実施ということがあるのですけれども、このW a n c h i c aの目的について教えていただけますでしょうか。

◎生活福祉課就労自立支援室長(山谷 互) W a n c h i c aの目的について御説明いたします。

W a n c h i c aは、公共交通の利便性がよく、多くの方が訪れやすいヒロロ3階のヒロロスクエアで実施している、働きづらさや生きづらさ、孤独を感じている方、ひきこもり状態にある方をはじめ、何らかの事情でお困りの方に対して、属性に捉われない、いつ来てもいつ帰ってもよい新しい場所として設置しております。

W a n c h i c aは、まずはいるだけでよく、職員との雑談から自分は一人ではないという安心感を感じてもらい、また内職作業などを通して自分の得意なこと、不得意なことなどに気づく場所とすることを目的としております。

◎2番(工藤 裕介委員) ありがとうございます。

ちょっとこれの具体的な取組、このW a n c h i c aの取組、今の現状はどういった状況なのか、具体的に教えてください。

◎生活福祉課就労自立支援室長(山谷 互) W a n c h i c aの取組の状況について御説明いたします。

取組の内容といたしましては、株式会社小林紙工からは内職作業の提供をいただき、一般社団法人みらいねっと弘前からは、くつろげる居場所のためのお菓子等の提供について御協力いただい

おります。特に内職については、参加されている方の自主性を重視し、かつプレッシャーをかけず、自分のペースで実施するという観点から、ノルマを設定せず、いつ来てもいつ帰ってもよく、実施した作業に対して適正に対価を発生させるということを前提として協力いただいているところです。

当センターといたしましても、横に座って作業の手伝いなどをすることで、面接時のような向き合う関係では聞けなかった困り事を伝えてもらったり、得意な作業や不得意な作業を把握できるなど、新たな一面が見え、支援のアセスメントが深まっております。

◎2番(工藤 裕介委員) ありがとうございます。

これ、適正に対価を発生させるということは、お給料を頂けるということですか。

◎生活福祉課就労自立支援室長(山谷 互) 対価というか、工賃ということで、その作業にあったものが利用された方に支給されております。それは、協力いただいた企業のほうから支給しております。

◎2番(工藤 裕介委員) ありがとうございます。すばらしいですね。

では、これまでの実績とか、その参加いただいた方からの感想とか、そういったものの何かデータが取れていれば、それも教えてください。

◎生活福祉課就労自立支援室長(山谷 互) これまでの実績、あと参加者からの感想等についてです。

このW a n c h i c aは、令和4年7月から開催しております。4年の7月、10月、令和5年1月の3回、昨年度は行っています。対象者も段階に拡充しており、当初7月は当センターの利用者のみ12名でありましたが、10月には利用者に加え、生活保護受給者やひろさき若者サポートス

テーションから紹介された方も入れ17名の参加、1月には広報で周知しておりまして、23名の参加となっております。

参考までにですけれども、今年度4月と7月に実施しており、4月は夜間の方が来やすいというために、試験的に午後8時まで開催していましたが、このことで一応参加者が30人にまで増えております。7月は一応また元に戻りまして、午後5時までの開催をしてございましたけれども、25名の参加となっております。

参加者からは、ノルマがないことで安心した作業ができた、自分でもできると自信を持てたといった感想も頂いており、無理のない就労環境を設定することで、この事業で自信を取り戻し就労につながった方や、長期ひきこもり状態だった方が就労に向けた準備事業に参加し就労につながるなど、支援の幅が広がったと認識しております。

◎2番(工藤 裕介委員) ありがとうございます。

ノルマがないというところで安心して作業ができたとか、自分でもできるという自信を持てた。このノルマがないというのは、なかなか企業体としてはやはりすごく難しいところで、これを先ほどの御答弁で小林紙工だったり、そこを可能にしているというのは、本当にすごくすばらしいことだと思ひまして、たくさんの企業がこれに参加してくれると、本当に弘前市としてというか、全国的にもすごくすばらしい事業、取組になると思うのですけれども、やはりそこが難しいところであって、企業がここから参入してくるというか、これに参加していただける企業、ほかの企業、こういった参加する余地があるのか、そういったところを教えてください。

◎生活福祉課就労自立支援室長(山谷 互) 今回の、ほかの企業の方が参加する余地があるのかということですが、本事業の仕事部分の大前

提でありますけれども、ノルマは設定しない、いつ来てもいつ帰ってもよく、実施した作業に対して適正に対価を発生させるということに御賛同いただける企業であれば、参加していただきたいと思っております。また、もし多くの企業が参加されることで実施する仕事の種類も増えますので、参加者の選択肢が増えることでさらに利用していただけるようになると思います。

当室としても、多くの企業に趣旨に御賛同していただき、御参加いただきたいと思っております。

◎2番（工藤 裕介委員） ありがとうございます。

では最後に、この事業の今後の課題について教えてください。

◎生活福祉課就労自立支援室長（山谷 互） 今後の課題ということですが、属性を問わず、いつ来てもいつ帰ってもよく、目的も持たずくつろげて、本人が希望すればノルマなく工賃が発生する仕事ができるWanchicaは、関係機関から高い評価を得ております。参加者や関係機関などからは、開催回数を増やしてほしいといった声や、常設してほしいという声もございます。

一方で、当室が所管している施設等がないことから、現状では他課の所管する施設において3日間程度とまとまって利用できるタイミングで部屋を借り受け、実施しているところでございます。参加者の声等からも、Wanchicaは常設されていることが理想と感じておりますので、現時点ではそのような状況になっていないことが課題と認識しています。

◎2番（工藤 裕介委員） そういった困り事を抱えた人がその困り事を解消して、その結果、就労につながるということは、本当に地域における労働力の確保につながると思っております。しか

も何でしょうか、ゼロか100かではなくて、ゼロを1に、それから1を2にというスライド型の、本当に寄り添った形でやっていける事業ということで、本当にぜひこれからも拡充して欲しい事業であります。

ただ、その場所の常設というのが、多分初期費用が物すごくかかるものではあると思いますので、ただそれが将来に向けた投資という感覚で、考え方で、実現に向けて常設のところを頑張りたいと思います。

すみません、最後に、さっき最後の質疑と言ってしまったのですが、ちょっと最後に1個だけ気になっていて、大体私の祖母とかも「わんつか」と言うのですけれども、「わんちか」になっている、わんちかと言う人もいると思うのですが、わんちかにした理由は何かあるのでしょうか。ちょっと最後に一つだけお願いします。

◎生活福祉課就労自立支援室長（山谷 互） わんちか、わんつか、津軽弁でわんつかというのがあります。私のが合っているかどうか、大変申し訳ないのですけれども、それを基にして、少しでも何ですか、わんちか行ってみようか、こういうところに行ってみようか、わんちかやってみようかというふうなところから、わんちか勇気ができるというふうな、ちょっとした、少しずつというふうなものを含めて、皆さん来ていただければいいというふうなことで、利用者共々名前を公募したところ、こういうふうなWanchicaとなりました。わんちか、わんつか、どういうふうな言葉でもいいと思いますけれども、津軽弁のネイティブはちょっと難しいところで、わんつか…違った、すみません、以上になります。

◎2番（工藤 裕介委員） ありがとうございます。公募だということも分かりましたので、ありがとうございます。

すみません、続きましてもう1項目、3款2項

5目の決算書88ページです。支援対象児童等見守り強化事業業務委託料についてというところで、先ほどの項目においてもそうだと思うのですが、コロナ禍においてこういった見守りが必要な、子供の見守りの機会が減少して、ちょっと説明書のほうを見ると、子供の見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、見守りを要する児童等を訪問し、食事や学習機会の提供を通じて状況確認を実施ということになっていまして、こういった居宅訪問が1,418回行われていると。こういった居宅訪問が実質的なアウトリーチとなって、それこそ自ら申し出ない人に対して支援を行政側が届けると。こういうことがヤングケアラーや困窮、ひきこもりなどの課題を持っている人々を発見するケースとしても考えられると思いますが、その際に行政のほうでしっかりと受け止めて、この事業以外のところでも関係部署と連携し、適切に対応できているのか、ちょっとそこ1点、教えてください。

◎こども家庭課長補佐（堤 健介） 支援対象等見守り強化事業業務委託料の連携ということでお答えいたします。

関係機関との連携につきましては、委託事業者が事業の対象者について関係機関との連携による支援、措置の必要性があると認めた場合に、その旨をこども家庭課に報告していただく取扱いとしております。

その報告を受けた場合に、報告内容につきましては高度なプライバシーの情報になりますので、関係機関との連携に当たっては、こども家庭課が主体となって、弘前市要保護児童対策協議会のネットワークを利用しまして、必要な支援、措置につなげる体制としております。

◎副委員長（外崎 勝康委員） ほかに、弘前さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、創和・公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎12番（齋藤 豪委員） ページは、決算書77ページになるかと思えます。3款1項1目19節扶助費、これ、読み方が間違っていたら訂正してください。行旅病人・死亡人扶助費ということで、見ればこのように書いてあるのですが、この字のとおりいけば大体分かるのですが、確認の意味も込めてこの事業の概要と、令和4年度の実績をお知らせください。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） ここは、行旅病人・死亡人扶助費となっておりますけれども、ここですね、ここでは行旅病人・死亡人扶助費と掲載されております。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 課長、聞きづらい。もうちょっと近づいて。

◎生活福祉課長（佐々木 順一）（続） 失礼しました。行旅病人・死亡人扶助費についての概要、それから実績について説明いたします。

行旅病人・死亡人扶助費であります。行旅病人及び行旅死亡人取扱法による行旅者の救護による費用のほか、墓地埋葬法等に関する法律により、市内で死亡された方で身寄りがいないなどの特別な事情により、市が死体の埋葬または火葬を行ったときに要する費用であります。

ここの救護の対象者である行旅病人であります。法第1条第1項及び昭和62年厚労省の数字によりますと、歩行に堪えない旅行中の病人であるが、療養の方法がなくかつ救護者のいない者、2番目が、住所及び居所のない者または明らかでない者であって、引取者がなくかつ警察官が救護の必要があると認めて引き渡した者、3番が、飢えにより歩行できなくなった旅行者、4番が、行旅

中の妊産婦であって、手当を要するが、その方法がない者というのが対象者であります。

ここの給付の内容なのですけれども、旅行者の救護に要する医療費、宿泊費、食料費、医療費などのほか、行旅死亡人の埋葬、火葬などに関わる費用であります。また、墓地埋葬等に関する法律に、死体の埋葬または火葬を行う者がいないとき、または判明しないときは、死亡時の市町村長がこれを行わなければならないと規定されておりまして、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定を準用するとされていることから、当市に居住し身元が判明している方が亡くなった場合でも、遺体の引取手がなければ、火葬、埋葬に関わる費用の支出、また火葬等の一連の措置についても当市が対応するものであります。

すみません、実績です、実績。令和4年度の実績であります。行旅人が1件、それから墓地埋葬法による死亡人が11件であります。

◎12番(齋藤 豪委員) ありがとうございます。ということで、旅の方がお一人、あと身寄りのない方が11人ということで、こういう御時世を反映しているのかなということで、これは全く身寄りがないわけですから、全て市の負担になるわけですね。

◎生活福祉課長(佐々木 順一) 全てが市の負担になる方もいらっしゃいますけれども、例えば手持ち金という、通帳を残していらっしゃる方、そこにある程度のお金を残していらっしゃる方もいらっしゃいますので、それは差引きということになります。

◎12番(齋藤 豪委員) 分かりました。それこそ誰も取り残さないという、現代の中で、そういった方もしっかりと市のほうで最後まで面倒を見ていくということは大切なことと思います。

次に77ページ、3款1項1目19節扶助費、同じ

ところなのですけれども、居住確保給付金ということで、これも事業の概要、そして件数など、またここ何年かの推移も持ち合わせてあればお聞かせください。

◎生活福祉課就労自立支援室長(山谷 互) 住居確保給付金についての事業内容等について御説明いたします。

住居確保給付金については、自立相談支援事業における相談者及び就労意欲のある離職者のうち住居を喪失またはそのおそれがある者に対し、当該給付金を支給することにより、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うものでございます。また、支給される給付金は、生活保護の世帯員数による住宅扶助限度額を上限に直接不動産事業者等へ代理納付する形で、原則3か月、最長9か月支給するものでございます。

直近の件数になります。令和4年度における実支給者数は13人となります。コロナが発生する前、元年でいうと大体8人でありましたけれども、令和2年度にあれば92名、令和3年度44名となっております。令和2年、3年、4年度までは支給要件が緩和されて、申請者のほうも多くなっております。しかしながら今年度、令和5年度からは支給条件が元に戻りまして、申請件数のほうもちょっと少なくなっている状況であります。

◎12番(齋藤 豪委員) ということで、コロナが影響してそういうふうが増えたということもあるでしょうし、こういう方は、この後どのようなケアをしていくのか、市としてどういうふうに対応するのか参考までにお聞かせください。

◎生活福祉課就労自立支援室長(山谷 互) 今、住居確保給付金でも支給して、さらに困っている方、生活困窮されている方に関しては、我々、当センターのほうに御相談いただき、まずは債務整理とか、もしあればそういうふうな形、あと就労準備支援のほうにつなげて仕事の

あっせんというふうなことを実施して、できるだけ相談者の生活のほうを立て直すふうなことを対応したいと思っています。

◎12番(齋藤 豪委員) ありがとうございます。

84ページ、3款2項1目19節扶助費です。出産・子育て応援給付金ということで、部長の説明のときにもありましたが、当初予算に達することなく不用額が出たということでお聞きします。

この事業の概要について、先ほど少し伺ったところ、新しい事業だったということで、概要をお聞かせください。さらにどのような目的で、どのような方がどういうふうにご利用されたのかもお知らせください。

◎こども家庭課長(蒔苗 元) ひろさき出産・子育て応援給付金についてですけれども、概要のほうということで、こちらのほうは伴走型相談支援という形を取ってしまして、これは具体的に申し上げますと、妊娠の届出時や妊娠の8か月頃、また出産後、こちらのほうの機会を捉えまして、弘前包括支援センターのほうでアンケートを取ります。そのアンケートに応じてその対象の方の子育てに関する不安とか、出産に関する悩みとか、そういう困り事があれば、そういったところを聞きながら必要な支援につなげていくというような形の相談支援というものでございます。

これに併せて、こういった形で面談をしながら、また一方で経済的支援ということで、妊娠届のほうを出したときに、妊婦1人について5万円と。さらに、その後出生したということになれば、それまた5万円という形で給付しているというものでございます。

こちらのほうの目的ということなのですが、国のほうでこちらの、国の補正予算のほうで昨年度実施したという形になってしまして、核家族が進む中で、地域のつながりも希薄となっ

て、そういった子育て家庭が安心して妊娠や出産、子育てできるように、切れ目のない相談支援をしていくというところの狙いもございまして、事業のほうを構築したということになります。利用されている方というのは、いわゆる妊娠して出産・子育てをするというような形になってございます。

◎12番(齋藤 豪委員) ありがとうございます。まさに予算額に対して不用額が出たということで、単純に考えれば出産数が少なかった見込みというふうに真っすぐ捉えるのですがけれども、そうではないということで、しからば昨年の実績、何名の方がここに来られて、もし給付に至らなかったケースとかありましたらお知らせください。

◎こども家庭課長(蒔苗 元) まず、この事業の実績ということなのですが、まず予算を、当初補正予算で盛ったときには、不足が生じないように、約2,600件の分を見積もったところでは。

実績におかれましては、その出産応援給付金と合わせて、子育て応援給付金と合わせて2,030件という形になっているのですが、こちらのほうなのですが、昨年度、12月の補正に対して、国のほうの事業では4年度の4月に遡ってやるという形を取ったところもありまして、そういったところで人数のちょっと把握も、制度もちょっとずれているようなところはあったのですが、そういった形で支給はしたということです。

それで今、どのような実績というところになりますと、子育て世代包括支援センターというところがそちらのほうの窓口になってまして、こちらのほうを利用した方というのは、利用者数の延べでいきますと9,948人、令和3年度が9,128人ということで、利用の数のほうも伸びてはきて

いるというような状況にはございます。

◎12番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。せっかくのこういう応援給付金ですので、なるべく周知の方法をしっかりと考えていただいて、一人でも多くの方に給付金が行き渡るように市としても考えていただいて、出産・子育てしやすい弘前にイメージを変えていただけるよう、市内一丸となって頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

◎24番（三上 秋雄委員） 87ページ、3款5項1目、この件については千葉委員が一般質問で質問しているわけですが、私はお願いというより、この制度を事業に、こういうふうにしてもらいたいという意味ではなくて、それを受ける側としてのことでちょっとお聞きしたいと思います。

例えば4年度に支援員が、各なかよし会の支援員ですが、どういう要望、市のほうに話をしているのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

◎こども家庭課長（蒔苗 元） なかよし会のほうの支援員の状況ということなのですが、児童の、子供の数というのが減っている状況にあるのですが、やはり共働き家庭の増加とか、ひとり親、核家族化というところの進展もありまして、なかよし会を利用する子供の数というのが増えているような状況にあります。

参考までなのですが、昨年度の5月1日時点の登録数でいきますと1,003人と。今年度の同じ5月1日時点でいきますと1,216人という状況で、やはりコロナの5類の移行もあることとかも推測されるのですが、利用も増えているという状況にあります。

そうした中、発達の障がいとか、いわゆる配慮を必要とする児童の受入れも多くなってきている状況でございます。こうした事情の対応にかかり

きりになって、なかなか他の児童の見守りの対応に苦慮するという声は、負担感が増えているという声は少なくないような状況でございます。

◎24番（三上 秋雄委員） 今、課長のほうから詳しいことはありましたけれども、子供の数も増えていると。そして障がい児も増えていると。その中で、支援員の皆さん、教育委員会はそういう障がい児の子供たちは特別学級か何かで、一つの教室に二、三人とか四、五人になるのか分からないのですが、それにかかりきりの先生が2人とか3人つくそうです。

では、このなかよし会の支援員は、例えば40人の生徒の中に、児童の中にそういう子供が何人かいると。それは今、課長、話をしたように、やはりその子たちに手が取られて、てんてこ舞いしているような話を私、よく聞くのですが、そんな中で支援員の数はどういうふうになってきたか。千葉委員の質問の中で、面積でやっているとかという話をしたのですが、ではなくて、何人支援員がいるのか、それをちょっとお聞きします。4年度でいいです。

◎こども家庭課長（蒔苗 元） 4年度の職員の数なのですが、年度末の数字でいきますと、常勤の支援員が51名、短時間の支援員が15名、代替の支援員が5名の計71名という状況です。

◎24番（三上 秋雄委員） 4年度と5年度というのはまた人数増えているという、当然5年度も支援員の数は増えているのでしょうか。

◎こども家庭課長（蒔苗 元） 支援員のほうなのですが、応募も我々のほうは続けていまして、また一方では、退職もなさるという状況もあります。今年度につきましては、5人の応募に対して4名採用しているという状況になっていまして、現在は全部で75名という状況になってございます。

◎24番(三上 秋雄委員) 人数的には増えていないと。辞めていく人がいて、その補充で例えば5人とかという募集はかけていると、そういうふうな状態ですよ。

例えばこの事業、本当に市にとっては大事な事業です。とかく保育事業でもそうですけれども、さっきも話をしたように、利用する側の要望は取ると、行政は受けると。いろいろなことに工夫してやると。利用する側を満足させるためには、こっちに事業を行う人がいなければ、そういうことがかきませんよね。そこが並行していかなければ、子供たちのこの事業というのはいままでいけません。

そんな中で、支援員になる人がいない、募集しても来ない、そういう対策として担当課として、わ、担当課はすごく頑張っていると思う。敬意を表します。先にしゃべっておきます。しかし、なかなか事業のあれがうまくいかないというのは、何が原因であるのか、そこをちょっと担当としてどういうふうに捉えているのかお聞きします。

◎こども家庭課長(蒔苗 元) 支援員の確保ということでございますけれども、まず昨年度――4年度におきましては、国におきまして、支援員のほうの処遇改善というものを実施してございます。具体的には、支援員1人当たりの収入の約3%程度の賃金の引上げを実施して、市のほうでも行って、そちらのほう、今年度も継続して取り組んでいる状況でございます。

また確保についてですけれども、先般言われています利用児童の過密状態ということもありますので、そういったところの緩和に向けて、学校側とか、あとは教育委員会なども協力しながら取り入れていって、そういった職場環境の改善といいますか、働きやすい、見守りしやすい環境を整えていくというのは、引き続き努力していきたいと思っています。ただ、やはりあとは職員のそう

いった待遇とございますか、そういったところはまた今後も引き続き考えていくことは大事なものとかなと考えてございます。

◎24番(三上 秋雄委員) 支援員もいろいろあると思います。短時間もあるし、常勤的なものもあるし、その中ではリーダー的なものもあると思いますけれども、仕事内容はどういうふう、そしてその対価というのはどのぐらい違って、やっているのかお聞きしたいと思います。

◎こども家庭課長(蒔苗 元) まず基本的な業務と申しますと、放課後の児童の見守りということになりますので、子供たちが学校終わってなかよし会に来ると、その日の遊びとか生活についての計画を立てて、それをみんなで実行していくということがまず基本的にあります。

それ以外で、なかよし会のほうには通常の常勤の職員のほかに実質的ないわゆる責任と申しますか、我々のほうでは主任という名称をつけておまして、その主任の支援員というのがまず必ずいるような形で配備しています。その主任につきましても、いわゆるそういった会の取りまとめ役ということもございまして、学校や保護者の方、また市の事務局といったところの連絡調整というところが大変シフト、割合を占めているというところがあります。またそういったところに、あとは同じなかよし会の職員のいわゆる休暇等とか、そういったところの支援員のシフトの調整とかも行っているというところもございまして、また実質的な責任というところで、業務の日誌とか、そういったところの管理・作成というところを主任は対応するという業務があります。

◎24番(三上 秋雄委員) 私、今話を聞いていて、支援員の成り手がいないというのは、これは致命的なことですよ、この事業に対しては。違う事業もそうなのかもしれませんが、子供たちのことを考えたときに、大変大事な事業になっ

ていますので、障がい児が多くなってきたという話もありますので、例えばあまり多いところには専門の人を1人入れるとか、いろいろな考え方があると思いますので、そしてまた対価ですよ、ある程度仕事して見返りがなければ、だんだん支援員がいなくなります。今現在やっている支援員の人たちでも、大変だという話をよく聞きます。このままではやっていられないと、そういうこともありますので、ひとつこれは前向きに考えて、対価のほうも本気になって考えなければ駄目だと思いますので、今日、ちょうど財務か、恐らく金を出すのは財務ですので、財務部長にひとつ意気込み、いや、ちゃんとしてやるのだという答弁をお願いします。

◎財務部長（奈良 道明） 支援員の待遇改善というお話でございますけれども、今後の予算査定の中で十分検討してまいりたいと考えております。やはり子供たちを育てていくためには、そういう支援員であるとか、バックアップ体制が絶対必要というのは認識しておりますので、十分考慮させていただきたいと考えております。

◎24番（三上 秋雄委員） 最後になりますけれども、いいです、課長、いいです。この支援員だけではなくて、いろいろな事業をやっている中で、市民の中から私もやってみようか、おらもやってみようかというのはあります。その中で、やはり人が足りないというときには、いろいろな手法を使ったり、対価のほうをどうするかというのをちゃんと考えてねば、あまり負担ばかりかけるというのは、ちょっとそれは事業をやるのには、職員でやれないのですから、市民の力も借りなければいけないというのはありますので、そこをよろしく願って、今、財務部長から前向きな答弁いただきましたので、期待しています。

◎副委員長（外崎 勝康委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎18番（野村 太郎委員） 私からは、3款1項3目、決算書の80ページの老人保護措置費について何点か質疑させていただきたいと思います。

民生費の中でも決算規模が大変大きい事業でございますし、高齢者福祉の最後のセーフティネットということで大変重要な事業だと思うのですが、まずこの被措置者数の令和4年度末での人数が書かれているのですけれども、恐らくこれは過年度からの継続も含めての人数だと思いますけれども、令和4年度新規にこの事業の対象になった方、入所された方というのはどれだけおられたのか、お願いします。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 令和4年度の新規の人数ということでございますけれども、すみません、今、新規の人数としては持ち合わせてございません。大変申し訳ございません。

◎18番（野村 太郎委員） 令和4年度の質疑なので、令和4年度の人数が分からないと話になりませんので、暫時休憩して数値を届けさせていただきますと思います。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 暫時、休憩いたします。

〔午後 2時47分 休憩〕

〔午後 2時51分 開議〕

◎副委員長（外崎 勝康委員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎介護福祉課長（齊藤 隆之） 大変申し訳ございませんでした。

22年度、新規で措置された人数は22名でございます。

ます。

◎18番(野村 太郎委員) 22名ということで、少なからずというところがございますけれども、この5施設の内訳を見ていると、市内が2施設で、市外が3施設ということでなっているのですけれども、すみません、また数字を尋ねるようなのですけれども、この市外に行った人数というのを、その22名のうちで市外に行かれた方はわかりますか。お願いします。

◎介護福祉課長(齊藤 隆之) 市外に行った方は2名となります。

◎18番(野村 太郎委員) 分かりました。2名が市外に行っちゃったということで、なぜそうなったかという内容についてはここでは質疑しないことにしたいと思うのですけれども、やはり最後のセーフティーネットである事業でございますので、計395名の定員のうち153名が今入っているということで、全体的な数字から見ると、まだまだ余裕があるというところがございます。

新規で4年度が22名ということで、新規の増減に関しても、増え方に関してもまだ余裕はあるのかなとは思っているのですけれども、市内の施設を見る限りにおいては、結構かつかつな状況になってきているようにも思えます。

ということで、令和4年度のこの現状を見て、395の定員に対して今は153なのだけれども、市内が結構かつかつになっていて、市外の定員のほうが大きいというこの現状を、今後の見通しも含めてどういうふうに評価していらっしゃるか、お願いします。

◎介護福祉課長(齊藤 隆之) 養護老人ホームということでございます。

介護保健施設というのが別でございますけれども、こちらのほうは介護保険のサービスを利用されない方について、経済的な理由とかで措置というふうな方法が残っているということで、現在こ

のような形で養護老人ホームというふうなところの措置というのは残っているものになりますが、市内、先ほどおっしゃったとおり、かつかつというふうなことがございます。

市外についても、それはその都度、措置権者がそれぞれの市町村ということでございますので、それぞれの市町村にその空き状況というのを照会しながら、我々、最終的に措置先というのを決めていくこととなりますので、これ、今、この措置が必要な方については、常に把握をしながら、将来的に弘前の施設がない状況の場合については次々探していくというふうな状況にあると思うてございました。

今後、この措置制度を使った入所というのがどのぐらいということについては、介護保健施設の入所サービスとの関係もあったりしますので何とも言えないものではございますけれども、このサービスについては必要なサービスであるということで、継続してまいりたいと考えているところでございます。

◎18番(野村 太郎委員) ありがとうございます。本当にこの高齢者福祉というのは、様々な施策・事業というのがある中での現状ということで、なかなか全体の把握というのは難しいというところがこの高齢者福祉の難しいところなのでございますけれども、最後に意見として申し上げたいのが、令和4年度でも22名という新規の方がいらっしゃるということで、この22名というものが本当にこの事業を利用される、措置が必要になる22名であるのか、あるいはまた氷山の一角であるのかもしれないという点を含めると、やはり令和4年度のこの数字も含めながら、令和5年度以降、次年度以降、しっかり漏れのないように、制度の漏れで取り返しがつかないことになる高齢者がいないように、そういったところもしっかり、いつも頑張っているというのとは分かって

いるのですけれども、しっかりそのところ気を使って頑張っていたきたいと意見を申し上げて、終わります。

◎副委員長（外崎 勝康委員） 暫時、休憩いたします。

〔午後 2時56分 休憩〕

〔午後 3時30分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 77ページ、扶助費、行旅病人・死亡人扶助費。先ほどの齊藤豪委員に関連して、少し深く掘り込んでみたいと思います。

161万円なのですが、先ほどの答弁では実績が11件、内訳として、近年の傾向として増えているのか減っているのか、特に身寄りのない人について特定してお伺いしたいと思います。

◎生活福祉課長（佐々木 順一） 行旅病人・行旅死亡人扶助費の関係ですけれども、近年は高齢化社会の進展、地域のつながりが希薄化しております。今後は亡くなられても身元を引き受けてくれる人がいないケースがますます増えていくものと思います。

◎23番（石岡 千鶴子委員） そこで、ああ、そうですかではなくて、多分増えるでしょう。そういった中で、加齢とともに認知能力、判断能力の低下、そして認知というものが進んでまいります。そういったときに、独り暮らしの高齢者、特に金銭管理というのは、どのような市としての支援をしているのか、またどういう状況にあると認識されているかお伺いいたします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 認知機能の低下してきた方が使える制度として成年後見制度が一つ挙げられます。成年後見制度とは、精神上の障

がいにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをし、本人の権利を守る援護者を選任することで、その方を法的に支援するという制度です。

成年後見制度の利用に係る市の支援といたしましては、例えばケースワーカーであったり、利用している施設の方から、成年後見制度の利用が必要だが申立てをする親族がいないといったような相談があった場合には、制度利用の必要を判断した上で、市長が家庭裁判所に申立てを行うことができます。また、申立ての際の手数料や後見人がついたときにこの報酬が用意できない方に対しては、弘前市成年後見制度利用支援事業実施要項に基づき、その経費を助成しております。

◎23番（石岡 千鶴子委員） 成年後見制度は家庭裁判所のほうに行くということなのですが、近年こういう後見制度というのがにわかに皆さん、ちまたに広がってきている制度であります。どうもその法定後見人制度というのは堅苦しく、利用者には大変使い勝手が悪いということの不評であります。特に資産がある、預貯金のある高齢者であれば、十分そういうものが活用できるものと思いますが、資産のない、そして身寄りのない、なおかつ生保であるという、そういう高齢者がたどり着くついの住みかとか、どうやって自分は死ぬのだろうということを思ったときに、やはり市として、もっと違う方法があるのかなど。

今、法定成年後見制度もありますが、市民後見人というようなことも出ておりますが、このことについて少しお願いします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 成年後見制度の利用のニーズにつきましては、資産が多い・少ないというだけではなくて、例えば介護のサービスを利用したり、施設の入所をするといった場合にも契約書が必要になるということで、高齢化の進

行に伴いニーズは増加しているものでございます。

こうした状況に応じていくために、弘前圏域8市町村では、成年後見支援センターを設置しております。市民後見人というお話が出ましたけれども、従来後見人には家族であったり、あと弁護士、行政書士、司法書士などの専門職が当たっていたところですが、この専門職だけでは担い手が不足しているという状況を受けて、一定の研修を受けた市民後見人というのが誕生してきているところです。圏域におきましても、この市民後見人を養成する、またその活動支援をこのセンターが行っているところではありますが、その数の確保であったり、十分には確保できてはいないという状況にあります。

今後も圏域としては、この市民後見人を養成しながら、活動をサポートするセンターの支援体制も強化する必要があると考えております。あわせて、後見活動が可能な法人、個人ではなくて法人の育成にも努めてまいりたいと考えております。

◎23番(石岡 千鶴子委員) 高齢者が増え、そしてまた精神障がい者、精神、身体も含めて障がい者の方々の判断能力の低下、親亡き後はどうするかというような心配がこれからますます加速度的に需要が増えてくるのかなと思っております。

そういった中で、法定成年後見制度だけでは駄目よということで、家族信託であったり、今おっしゃられたように市民後見人制度であったり、様々な方策が練られているようではありますが、成り手がいないというのがその最大の課題だと伺っております。

今度、これからますます高齢化が進む中で、この分野はとて大事な分野になろうかと思っておりますので、行政のほうとしてもしっかりと力を入れて、市民ボランティアの方々も大変御苦労されてお

ます。一人で全部やらなければいけない、亡くなった方々の遺品整理から何まで全部一人でやったという方もいらっしゃると思いますので、そういう市民ボランティア、NPOの方々との連携も深めながら、市として、行政として力添えをお願いいたします。

◎委員長(佐藤 哲委員) ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(佐藤 哲委員) 質疑なしと認め、これをもって、3款民生費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長(佐藤 哲委員) 次に、4款衛生費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長(佐伯 尚幸) 4款衛生費の決算について御説明申し上げますので、90ページをお開き願います。

1項保健衛生費は、健康増進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、地域医療課、環境課等に係る経費でありまして、予算現額41億8548万9566円に対しまして、支出済額が33億1280万1984円で、3億6384万4582円の不用額となっております。翌年度繰越額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び斎場長寿命化改修事業などに係るものであります。

不用額の主なものを申し上げます。91ページをお開き願います。

2目予防費12節委託料の1億5920万9968円は、予防接種業務委託料などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

93ページをお開き願います。

3目環境衛生費23節投資及び出資金の1418万325円は、水道事業会計への出資金の支出が見込みを下回ったことによるものであります。

95ページをお開き願います。

5目病院及び診療所費18節負担金、補助及び交付金の1164万9358円は、医療従事者宿泊支援事業費補助金などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

96ページをお開き願います。

6目保健活動費12節委託料の2581万1184円は、妊婦・乳児健康診査業務委託料などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

97ページをお開き願います。

7目健康増進対策費12節委託料の5338万6546円は、健康診査業務委託料などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

99ページをお開き願います。

9目斎場費12節委託料の1780万669円は、老朽度改修実施設計業務委託料などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

2項清掃費は、ごみの収集運搬処分及びし尿処理に係る経費でありまして、予算現額22億1198万9000円に対しまして、支出済額が20億2309万900円で、590万7100円の不用額となっております。翌年度繰越額は、埋立処分場第2次水処理施設改築更新事業に係るものであります。

以上で、4款衛生費の説明を終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本款につきましては、7名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和・公明。

◎13番（蛭名 正樹委員） 私のほうからは、4款1項5目、95ページ、国立病院機構弘前総合医療センター運営費交付金2億5000万円について質疑をいたします。

令和4年4月から開設、オープンいたしました国立病院機構弘前総合医療センターについては、新中核病院の整備及び運営に関わる基本協定書第5条で施設の建設及び運営について規定されて、運営費については40年間2億5000万円、合わせて

100億円の負担をするということになっております。また第6条では、運営委員会を設けることも規定されていると承知しております。

そこで質疑ですが、この運営委員会には、市では誰が参画して、運営委員会の開催は何回行われたのか、またどのような協議がなされたのか、まずはお尋ねいたします。

◎地域医療課長補佐（須藤 華） まず、運営委員会に市からどのような方が出ているかということでございます。市からは弘前市長が出席しております。運営委員会の開催は年に2回開催することになっておりまして、基本的に6月と3月の2回開催することとしております。

協議の内容としましては、運営委員会では、経営運営状況や救急医療の状況、地域医療、地域医療連携の状況、医療職員等の確保及び育成状況などについて話し合われております。

◎13番（蛭名 正樹委員） 運営委員会のほうには市長が出席されていると。市の代表として市長が、まず出席したのは、市長本人が出席されたのでしょうか。

◎地域医療課長補佐（須藤 華） 昨年度、年に2回開催しております。今年度は6月開催しております、3回全て市長が出席しておる状況です。

◎13番（蛭名 正樹委員） 分かりました。

そこで、この運営委員会と先ほど申しましたとおり負担金について、令和3年第2回の一般質問において、私もちょっと質問しているのです。その質問で、運営費については従前よりいろいろと負担の割合が、旧市立病院があったときとか、弘大の高度救急救命センターがあったりとか、あとは今も現在やっていますけれども、黒石の病院があったりとか、そういうところで負担をしてもらっている、負担を払っているというふうな経緯もあって、そういうふうなことについては、2次

救急に対して負担していただいているのと同じような考え方で御負担をお願いしたいとお答えしていると思いますが、そのようなことについては今後、具体的に調整しているところであり、決定し次第、議会のほうに説明しますというふうなことが答弁であったと思っております。

その辺については、しっかりと負担の検討とかそういうふうなことはやられたのかお知らせください。

◎地域医療課長補佐（須藤 華） 2次救急に係ります市町村負担についてでございます。

弘前総合医療センターの開院前から2次救急に係る費用負担については、定住自立圏の7市町村に負担をいただいているところでございます。

令和4年4月に弘前総合医療センターが開院するというので、開院の前に構成市町村と新たな費用負担の考え方について意見調整を行ったところです。

しかしながら、新中核病院が開院するというので、弘前総合医療センターの病床数ですとかいろいろな規模感がこれまでと全く変わるということで、なかなかその負担額の算出が難しいという部分もございまして、結果的に、弘前総合医療センターの令和4年度の決算を基に再度協議するというに関係市町村と協議をしまして、令和4年度及び令和5年度の市町村の負担は従来どおりの考え方で算出するというので、構成市町村の御理解を得たところでございます。

このため、令和4年度の弘前総合医療センターへの支出なのですが、2次救急医療分も含みまして、運営費交付金ということで2億5000万円を支出しておりますが、令和4年度の構成市町村の負担金なのですが、仮に弘前総合医療センターがほかの輪番の参加病院と同様に2次救急の医療確保体制の確保支援事業の補助金を申請して、補助金を受け取るということを仮定して、積

算した金額を市町村の利用者数に応じまして案分した金額を負担していただくこととしたものです。

◎13番（蛭名 正樹委員） そういうことであれば、きちんと検討して、今後、2次救急の負担割合については、構成市町村からも負担をいただくというようなことで合意したということで、少しは安心しておりますけれども、その辺の経緯をしっかりと議会のほうにもお知らせ願いたいと思います。一般質問で質問して、外川部長が答えているのですけれども、そういうふうなことがきちんと決まったのであれば、しっかりとそういうことをお伝え願いたいと思います。

もう1点お聞きしますが、この協定書の中で、入院患者等の取扱いというふうな項目がありまして、旧市立病院の入院患者及び通院患者についても、患者の意向を踏まえて、原則として新中核病院において引き継ぐものとなっておりますが、それはきちんとされたのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

◎地域医療課長（種市 穂） 患者の移行の件です。旧市立病院においては、まず先生方が患者の状況に応じて、それぞれの適正な病院、クリニック、かかりつけ医、あるいは本当に新中核病院のほうに紹介状を出して患者の移行を進めました。

◎13番（蛭名 正樹委員） 患者と先生方が話をしているところと決めたというふうなことで、多少は理解もするのですが、こういう市立病院に通っていた患者がそのまま新中核病院に引き継ぎできると思っていたのにできないというふうなお話も聞いております。市立病院のほうでがんの手術をして、いろいろと経過観察して、そしてずっと再発防止のために診ていたと。ところが経過観察で、あなたはもう新中核病院には行かなくても大丈夫ですというふうなことを言われて、非常にショックな思いをしたというふうな患者の声

も聞きますので、その辺についてもやはり真摯に受け止めて、しっかりと対応をしていただきたいと思えます。

◎14番(畑山 聡委員) 私からは4款1項3目、ページ数で93ページ、解説のほうは105ページでございます。河川清掃美化運動についてお伺いしたいと思います。

この小さな表、一覧表になっているのですが、河川清掃、春と夏、さくらまつりの前とねふたまつりの前、2回河川清掃しています。この表を見ていまして、春のほうは11河川、夏のほうが6河川、当然参加町会数とか参加人数というのは違ってくるわけですが、この河川の数の違いというのはどういう理由によるものなのでしょうか。お知らせいただければと思えます。

◎環境課主幹(佐藤 秀樹) 夏と春の参加人数、参加団体の違いでございますけれども、夏のほうがどうしても気温が高くて、体調の維持管理が難しいというお話があったものがまず一つ、あとは夏のほうがどうしても河川の中の雑草が伸びてしまって、なかなか清掃活動が進まないというのがあって、現状、夏のほうがどうしても少なくなっている状況でございます。

◎14番(畑山 聡委員) 夏暑いのは、2回やっている町会にとってみても同じことが言えるわけでございますし、そんな危険な場所まで河川清掃させられるのは、町会としてもたまったものではないだろうと。あまり説得的でないなと私は思うのですけれども、もっと何か深い理由があるのかなと。ありませんか。それだけでしょうか、理由は。

◎環境課主幹(佐藤 秀樹) もともと河川の数が少なくなっている、対象の河川の数が少なくなったのも、どうしても夏のほうに暑くて参加してもらえないという団体が増えてきたというのが原因で、河川の数そのものが減ってきているとい

うのが現状でございます、市としても同じ数ができれば理想だとは思いますが、なかなかそこは、そういうふうに至っていないというのが現状でございます。

◎14番(畑山 聡委員) ということは、今お話、説明したいことは、夏になると参加したくないと。参加する町会とかが事実問題として参加していただけないというふうに理解してよろしゅうございますでしょうか。

◎環境課長(菊池 浩行) この河川清掃は、町会とかの自主的な活動ということでございますので、どうしても市のほうから強制してやるものではございませんので、このような違いになっていると理解しております。

◎14番(畑山 聡委員) 私は町会長をやっております、歩いてでも行けますけれども、腰巻川ですが、春と夏2回、町会に対して回覧板を回して、やりますということ、市からの依頼がございましたと、出てこれる方は出てきていただきたいと。大体、春も夏も10名ぐらい参加していただいているのは、市役所の職員がその時間帯に必ず調査に来ますので、市役所の職員も大変だなとは思いますが、そういうふうにしてやりました。出るものだというふうに、私なんかはボランティアではあるけれども、出るものだと考えておりましたので、決して強制はしていませんが、やりました。

ここにボランティアというのも書いているのですが、これ、ボランティアというのは具体的にどういう方を言うのでしょうか。

◎環境課主幹(佐藤 秀樹) ボランティアでございますけれども、人数として多いのが中学校、第一中学校、それから第二中学校、東中学校の参加が人数としては多くなっております。そのほかに、ライオンズクラブとか青森三菱電気とか企業の方のボランティアも参加されております。

◎14番(畑山 聡委員) 今、中学生の話が出ましたけれども、恐らく中学生に対してはボランティア精神というか、そういう奉仕の精神とか、あるいは社会勉強、そういうことを勉強してほしいということをやっているのだらうと思います。私のところにも中学生がごよごと来ますけれども、校長先生も引率して、ほとんど何も役に立っていない、ただ通り過ぎていくだけです。一生懸命やっている町会の人たちもちょっと道を空けてあげなければいけないので、作業を中止して中学生が通り過ぎるのを待つと。意味がないのではないかなど。これは、本当は教育委員会がいらっしゃるところでお話しするべきなのでしょうけれども、こういうときに限って教育委員会はいらしゃいませんので、教育委員会に言うとすぐに、それは各学校でやることであるというふうな答弁しか返ってきませんので、本来であれば環境課にお話ししても仕方がない話なのだけれども、それが私が今まで長いこと参加してきたの実情でございます。

そのほかに市役所の職員、日曜日にやりますよね。市役所の職員は参加者数とか把握なさっているのでしょうか。

◎環境課長(菊池 浩行) 市役所の職員の方の人数ですけれども、その辺も調査しますので、把握はしております。調査はしております。

私の記憶では10名とか、それぐらいが参加していると記憶しております。

◎14番(畑山 聡委員) 全部で10名ということでしょうか。そうですか。

本人の名誉のためにお話ししておきますが、少なくとも私の町会にいる市役所の職員は、まだ若い方ですが、きちんと出てきてやっております。大した偉いものだなと。お父様も市役所の職員だった方ですが、きちんと出てきてやっております。市役所の職員の中にもそういう立派な方

がいらっしゃる。ボランティアですよ、完全な。本当は日曜日は、若いから休んでいただろうと、寝ていただろうと。うちは8時からということだからまだいいけれども、7時からとかとなると、起きたくないですものね。私でも本当は出たくないのだけれども、出てきてくださいます。本人の名誉のためにお話ししておきますが。

そして、幾ばくかのお金がこれに参加することによって頂けるわけです。そのために調査しに来ているのだらうと思います、本当にやっているかやっていないか。それをチェックしに来ているのだと私は……そうではないのですか。そうだとばかり思っていました。そうではないわけですか。

その金額に対して、各町会から、たくさん町会がありますけれども、何か不平不満とか要望とかはなかったでしょうか。

◎環境課長(菊池 浩行) 河川清掃に参加していただいた際の報奨金の関係でございます。要は安いとか高いとか、そういう何か意見があったかというお話でございました。

この報奨金につきましては、参加いただいた町会団体の場合、参加人数にかかわらず、1団体5,000円を支払っております。

一部の団体において報奨金の額が少ないというような声があるのは承知しております。しかしながら、この河川清掃につきましては、昭和40年に町会連合会と消防団の共催、先ほど言いましたように自主的な活動として始まったというような趣旨でございますので、地域住民による清掃活動により、ごみの不法投棄の防止とか、あるいは環境衛生向上などの環境美化意識の向上を図ることを目的としてやっているものでございます。そのため、報奨金についていろいろな不満とか、御意見あるという際には、本運動の趣旨を丁寧に説明して、御理解をいただくように努めております。

◎14番(畑山 聡委員) 始まったときのいき

さつはそういうものだったかもしれませんが、今やっている、参加している方は、そういうことは知らないわけです。

誰も不満は言いません。少なくとも、その10名参加している、うちの町会だけで物を言うのもあれですけども、誰も文句を言いません。ただ、私は町会長として、内心、幾ら何でも5,000円かよというのが本音ではございますが、そしてあまりに申し訳ないので、そういう休みの日に出てきていただいて申し訳ないので、ティッシュ5箱1パックを全員に差し上げています。これは町会費で自腹を切って、安いのを買ってくれば5,000円で何とか賄えますけれども、そういうふうにしてやっていました。

そういうことで、町会頼みということではなくて。この河川清掃だけではないのですよ、実は。町会連合会も町会もみんなそうですが、何でもかんでも何でも市役所でみんな、町会頼りにするのだと。頼りというのは、頼んでくるのだというのが最近多く出ているお話でございますので、その辺も踏まえて清掃するということは大事なことだと思いますので、中学生の教育も交えてうまくいくようにやっていければなという希望を述べて、この質疑を終わりたいと思います。

◎3番(志村 洋子委員) 私からは3点お伺いいたします。

4款1項6目、決算書96ページ、5歳児発達健康診査・相談事業についてお伺いいたします。

決算説明書110ページに、2次健診の対象者数197人に対し、受診者数が149人、受診率75.6%と伸び悩みが見られます。そこで、1次健診、2次健診、それぞれ過去3年間の受診率をお聞かせください。

◎健康増進課主幹(土岐 暖子) 5歳児発達健診の過去3か年における受診率についてです。

1次健診が令和2年度が88.9%、令和3年度が

92.5%、令和4年度が90.7%となっております。

2次健診は、令和2年度が74.5%、令和3年度が72.0%、令和4年度が75.6%と、ほぼ横ばいで推移しております。

◎3番(志村 洋子委員) 1次健診に比べて2次健診の受診率が顕著に低いようですが、理由が分かればお聞かせください。

◎健康増進課主幹(土岐 暖子) 1次健診は、アンケート方式によるもので、回答方式をウェブか紙媒体で選択できることとしておりますが、ウェブ回答が約9割を占めております。このことから、パソコンやスマートフォンで手軽に受診できることが高い受診率につながっているものと推察されます。

一方で、2次健診については、5歳児発達健診自体が法定外健診であることもあり、お子様が2次健診の対象となった場合でも、既に医療機関でフォロー中であつたり、療育機関を利用している保護者においては、本健診を受診する必要性がないと判断し、受診に至っていないものと考えられます。

このほか、保護者が家庭での生活上、困り感がなく健診を受診する必要性を感じないことにより、受診に至らない場合もあると考えられます。

◎3番(志村 洋子委員) 受診率を上げるために、何か対策を行っていただければお聞かせください。

◎健康増進課主幹(土岐 暖子) 受診率向上に向けての対策ですけども、3歳児健診の際に、保護者に対して次の健診の機会が5歳児発達健診であることをお伝えしております。また、5歳児発達健診1次健診案内発送後は、1次健診のアンケート提出締切り前に、未提出者に対して個別に通知し再勧奨するほか、必要に応じて電話による再勧奨を行っております。

2次健診については、案内発送後、必要に応じて電話による受診勧奨を行い、一人でも多くの方

に受診していただくよう努めております。

◎3番(志村 洋子委員) ありがとうございますました。

受診勧奨として、電話での取組をされていることですが、過去3年間の受診率の低さを見ると、なかなか受診率の上昇につながっていないことがうかがえます。令和4年度で見ると、2次健診を受診していないのは48人と、そんなに多くない件数だと認識します。この発達に関しては、保護者が認めない、認めたくないというケースが非常に多いと聞きます。対象者であるその子の将来に大きく関わることで、ぜひ個別訪問をして受診勧奨を行うことを検討していただきたいと意見して、この項目を終わります。

次、4款1項6目、決算説明書110ページ、のびのび子育て支援事業についてお伺いをいたします。

相談件数が17件と少ない印象ですが、前年度と比較するといかがでしょうか。お聞かせください。

◎健康増進課主幹(土岐 暖子) 相談件数が少ないということで、前年度の比較ですけれども、のびのび子育て相談は、1歳から小学校就学前のお子様を対象に、子供の健やかな成長と保護者の育児不安の軽減を図るために、心理士が子供の発達段階に応じて相談を行うものです。

相談件数を前年度と比較しますと、令和3年度は47件で、令和4年度は対前年度30件減となっております。

◎3番(志村 洋子委員) この令和4年度の相談件数が減った理由が分かればお聞かせください。

◎健康増進課主幹(土岐 暖子) 令和4年度の相談件数が減った理由といたしましては、1歳6か月児健診及び3歳児健診において、発達に関して支援が必要とされなかった場合でも、その後、

保護者が子供の発達について心配になったケースなどがのびのび子供相談を利用しております。

令和4年度は、相談対応に当たる心理士が長期休業により不在となったことに伴い、これらのケースに対しましては、のびのび子供相談を利用する前に地区担当保健師が相談を受け、必要な支援を継続して行うこととしたことから、本事業での相談件数が減少したものと考えられます。

◎3番(志村 洋子委員) ありがとうございます。

この事業における周知方法をどのように行っているかお聞かせください。

◎健康増進課主幹(土岐 暖子) 周知方法といたしましては、年度初めに広報ひろさきと同時配布している健康と福祉ごよみや市のホームページ、広報ひろさきの毎月1日号に情報を掲載し、周知しております。このほか、市内の保育園等にポスターを掲示していただいております。

◎3番(志村 洋子委員) ありがとうございます。

この担当の心理士が長期休業で、保健師が代行して相談に対応していたとのことですが、そもそもこの心理士1人で対応するには負担が大き過ぎると認識します。この相談を希望する保護者のために、また担当する担当者の負担軽減のためにも、ぜひ人員の増加を御検討いただきたいと思えます。

次の項目に移ります。4款1項6目、決算書97ページ、不妊治療費助成金についてお伺いをいたします。

予算案の概要48ページを見ますと、一般不妊治療の助成回数を6回まで拡大したとありますが、6回になる前の回数をお聞かせください。

◎健康増進課参事(佐藤 美加) 人工授精による治療である一般不妊治療の助成については、平成29年度に開始しております。事業開始から令和

3年度までは、上限回数を2回としていたところ
であります。

◎3番(志村 洋子委員) 令和4年度の一般不
妊治療に係る助成対象者の助成回数をお聞かせく
ださい。

◎健康増進課参事(佐藤 美加) 令和4年度
は、公的医療保険が適用となって、助成回数を6
回とした一般不妊治療助成については、令和4年
度は23名に対し延べ60件、総額で23万700円を助
成しております。その内訳としては、助成回数が
6回の方が2名、5回が1名、4回が4名、3回
が3名、2回が5名、1回が8名という状況に
なっております。

◎3番(志村 洋子委員) 2回から6回に引き
上げたことによる効果をお聞かせください。

◎健康増進課参事(佐藤 美加) 令和4年度
は、助成対象者23名中10名の方が助成回数3回以
上となっております、これらの方に対しては、
上限引上げの効果が及んでいるところと考えてお
ります。

一般不妊治療が公的医療保険の適用となって、
経済的負担の軽減が図られたことに加えて、当市
の助成回数の上限を6回まで引き上げたことで、
妊娠を希望する人が諦めずに治療を継続するこ
とができていると考えております。

◎3番(志村 洋子委員) ありがとうございます
ました。

国全体が抱えている人口減少、少子化対策に非
常に重要な事業ですので、今後も妊娠を望む方へ
不妊治療の相談をしやすい環境づくりなども踏ま
えて御継続いただきたいと思っております。

◎16番(木村 隆洋委員) 4款1項5目、95
ページ、弘前大学医学部附属病院高度救命救急セ
ンター運営費補助金について伺いをいたしま
す。

令和4年度、3,868人の患者を受け入れており

ます。この患者の1次、2次、3次救急の内訳を
お知らせください。

◎地域医療課長(種市 穂) 令和4年度の高度
救命救急センターの内訳ですけれども、患者の傷
病程度、要はけが、あと病気の症状の程度別で
す。1次は2,216人、構成比で57.3%、2次が928
人、構成比で24%、3次が724人、構成比で18.7
%となっております。

◎16番(木村 隆洋委員) 高度救命救急セン
ターは、言わずもがな3次救急の拠点でありま
す。こういった中で、1次救急が57%、2次救急
が24%ということで、非常に多いと思いますが、
これについて市の見解をお伺いいたします。

◎地域医療課長(種市 穂) 現在、2次救急に
ついては、弘前総合医療センター、あと健生病
院、そして弘大の高度救命救急センター、3病院
で輪番病院として担っていただいております。

高度救命救急センターの1次の割合が多く占め
ている理由としましては、やはり例えば1次救急
を担う急患診療所は閉まっている時間だと、どう
しても2次のほうを紹介することになります。や
はり、2次救急輪番の病院として対応していただ
いておることが大きな要因と考えられます。そこ
に新型コロナの影響も昨年があったかと思ってお
ります。

◎16番(木村 隆洋委員) コロナの影響も
あったというのも、それも一部ではあると思いま
すが、やはり令和4年度から運用を開始した弘前
総合医療センターは、津軽圏域の2次救急の要で
あると我々認識しております。ただ、今、課長か
らもお話がありました。この2次救急の拠点の要
の働きがちょっと十分でないのではないかと思
います。それが3次救急をきちんと、1次、2次、
3次救急のすみ分けが非常に大事だと思ってい
るのですが、この弘前総合医療センターが2次救急
の津軽圏域の拠点の機能を十分に果たしていない

ように思いますが、その点に関してお伺いいたします。

◎**地域医療課長（種市 穂）** 昨年開院した弘前総合医療センターにつきましては、昨年本当に新型コロナウイルスが感染拡大している中でも、救急の患者、積極的に受け入れてもらい、その2次救急の中心として初年度から十分役割を努めていただいたものと考えております。また、医療センターですが、来年度に向けて看護体制を患者10人に対して1名看護師を配置するという、いわゆる看護配置10対1から今度7対1に、患者7人に対して1名看護師を配置するなど、さらに診療体制をより充実するほうに持っていこうと、今、進化しているというのですか、発展途中でございます。

昨年の市立病院の閉院、あと総合医療センターが開院して、今ちょうど終日のほうで向かって改善しているところです。2次救急医療の体制としては、いわゆる今ちょうど過渡期と考えております。

救急医療のこの状況として、今、委員おっしゃるように1次から3次と、必要な方に適切な医療を提供するためにやっているわけですが、今後その観点も踏まえながら、医療機関と、そして救急搬送を担っている弘前地区消防事務組合など、関係機関としっかり協議し、津軽地域保健医療圏におけるこの救急医療体制としてどのようなやり方が適しているのか、各病院の診療体制を見定めながら構築してまいりたいと考えております。

◎**16番（木村 隆洋委員）** 高度救命救急センターは3次救急であります。先ほど、1次救急、2次救急合わせて80%あまり受け入れております。この受入れによって、3次救急に運ばれて、少し遅れて大切な命がどうしても守れなかったという事例がもしあれば、非常に残念なことだと思います。

います。

そういう意味では、弘前総合医療センターの2次救急の拠点としての機能をこれまでよりもきちんと、もったきちんとした形、医師不足等もあるという話は聞いていますが、ぜひそこをきちんとやっていただきたい。また、やがて急患診療所も健康づくりのまちなか拠点のほうにできると思います。そこも面積も多分広がってということですので、1次救急、2次救急、3次救急のすみ分け、市民の命を守るためにぜひお願いしたいと思っております。

次にいきます。4款1項6目、96ページ、弘前市健康づくりサポーター制度についてお伺いいたします。

この制度が始まって何年たつかお伺いいたします。もう1点、説明書のほうに、研修会を2回行っているのですが、それぞれの参加者数もお伺いいたします。

◎**健康増進課長（山内 恒）** サポーター制度が始まって以来何年たつかということですが、この制度は地域に根ざした住民主体の健康づくりの推進を図ることを目的に平成27年度に創設したものであります。今年度で9年目を迎えております。

それから研修会ですが、こちらはサポーターの健康に関する知識の習得、健康教養の向上を目的に行っているものでして、令和4年度は2回開催しておるのですが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、同じ内容を2回に分けて、今サポーターが、地区協議会を25地区で設置しておりますけれども、その25地区を2グループに分けて、それぞれ同じ内容を2回開催しております。1回目が43人、2回目が37人の合計80人となっております。

◎**16番（木村 隆洋委員）** 健康づくりサポーターが全部で300人という中で、延べ80人が参加しております。参加している方が少ないように思

うのですが、見解を伺います。

◎健康増進課長（山内 恒） 今、委員おっしゃられたとおり、サポーター全体としては、研修会開催当時においては301人だったのですが、参加者数がその約4分の1程度にとどまったということです。背景としましては、やはり新型コロナウイルス感染症の影響によって、その感染の拡大を懸念して参加を控えたサポーターも少なからずいたと考えられますけれども、とはいえ、結果としては4分の1というのは、やはり十分な参加には至らなかったと認識しております。

◎16番（木村 隆洋委員） 決算なので、昨年度で8年目、今年で9年目ということで、ちょっとこの健康づくりサポーター制度が若干形骸化しているというか、何か機能を果たしていないのかなとも思っております。それに関して、市としてどのような見解をお持ちかお伺いいたします。

◎健康増進課長（山内 恒） サポーターが形骸化しているのではないかということに対する市の見解ということですが、健康づくりサポーターは、地域の住民に対して、がん検診をはじめとするその健康診査の受診勧奨ですとか、それから生活習慣予防の啓発活動といったものを地域の住民の方に直接働きかけるといった、草の根的な活動を展開していただいております。それによって地域の住民の方が、それこそ御家族とか知人と一緒に身近なところで健康に慣れ親しみながら健康づくりに触れるというふうな機会が創出されているものだとして認識しております。

これによって、やはり地域の住民の健康意識の高まりとか気づき、行動変容につながっていくものと期待しているところであります。市といたしましては、やはり健康づくりサポーターの果たす役割というのは、今後ますます重要になってくるものというふうに考えているところであります。

一方で、健康づくりサポーターについて、我々も町会エリア担当など、そういった機会を活用して周知はしているのですが、いまだ認知がまだ不十分なのかなということ、あわせて地域住民の高齢化や町会加入者の加入率の減少等によって、新たなサポーターの成り手というのが、その確保が難しくなっているという状況もあるのかなと思っております。さらには活動するサポーターも一部の方に固定化しているというふうな課題があるというふうに考えております。

こういった課題に対しまして、市としては健康づくりサポーターの活動というのもよりきめ細かに周知するなど、まずPRの強化を図り、あわせて成り手の確保に努めるほか、新たな活動の場とか研修の機会なども創出しながらサポーター活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、日本共産党。

◎1番（須藤 江利加委員） 私からは、2項目についてお伺いしたいと思います。

まず4款1項7目の98ページにあります、がん検診受診率向上強化対策事業についてお伺いします。

説明では114ページにあるのですが、がん検診は大変よいことであると思います。私も薬局に勤めていたときに、がんになる方が非常に多いと感じて見ておりましたので、この事業については知らなかったのですが、改めて事業の概要について、そしていつから始まったものなのかについて伺いたいと思います。

◎健康増進課主幹（鳴海 悦子） 事業の概要と始まった時期について御説明いたします。

事業の概要についてですが、がん検診全般の受診率を向上させるという目的で様々な取組を行っておりまして、具体的にはインターネットによる24時間の検診の予約ですとか、あと協会けんぽの被扶養者の方への検診……。

◎委員長（佐藤 哲委員） もうちょっとはつきりと大きい声でしゃべって。聞こえない。

◎健康増進課主幹（鳴海 悦子） すみません。協会けんぽの被扶養者の方へのがん検診の受診勧奨のお知らせ、チラシなどで勧奨したりですとか、あと国保の加入者の方、後期高齢者の方々にもそういうがん検診の受診勧奨をチラシ等で行っております。そのほかにもイベントや各地域での、先ほどお話があったサポーターでの活動の中でもチラシ等を使ってがん検診の受診勧奨を行っております。

あと、医療機関のほうに、受診された方ががん検診を受けていただけるようにPRのポスターなども医療機関に配布して行っております。

あと、開始年度については平成25年度からになっております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

内容を拝見しまして、そのインターネットでの予約というのは、今の時代にすごく合っていることだと思うのですが、ネット予約ができる、何でしょう、5年間の、5年程度で構いませんので、ネット予約における実績数が分かりましたらお答えいただきたいと思います。

◎健康増進課主幹（鳴海 悦子） インターネット予約の予約者数の推移ですけれども、平成30年度は148件、令和元年度が590件、令和2年度が732件、令和3年度が1,033件、令和4年度が939件と増加傾向になっております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。年々上がっているようだとは今の数字からうかがえたのですが、説明書のところにもありますががん検診の受診率の部分について、全体的なパーセンテージ、令和3年度から令和4年度の部分を拝見したのですが、なかなか、ちょっとは上がっているようなのですが、あまり

大きく変わっていないようにお見受けするのですが、このがんの受診率を向上させていくための何か今後の取組がございましたら教えていただきたいと思います。

◎健康増進課主幹（鳴海 悦子） 受診率を上げていくための取組ですけれども、今行っている様々な取組のほかに、特に若い方に対してはSNSでのPRとか、若い方に届くような情報の工夫を様々な形でやっていきたいと思っております。今年度もその取組を増やしていく予定としております。

それ以外にも、いろいろながん検診を受けていただけるように、ナッジ理論というのを使って様々な、どうすればそういうふうにごん検診を受けなくなるかなというのをいろいろ研究しております。そういうPRですとか、新たな取組とか、今検討して加えていこうと思っております。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。ぜひ、今のお話いただいたところ、しっかりとやっていただいて、健康増進に努めていただきたいと思います。

この項目についての質疑はこれで終わりました。もう一つが4款1項5目、ページ数が95ページになります。説明書では106ページのところになるのですが、弘前市急患診療所運営事業についてお伺いしたいと思います。

ちょっと説明書のところを拝見したのですが、患者数は細やかに書いていたのですが、実際に対応している医師、看護師、事務体制の部分についてはどのように行っているのか、詳細についてお答えください。

◎健康増進課長補佐（小倉 洋幸） 実施体制、あと医師の配置等についてお答えいたします。

弘前市急患診療所は、夜間及び休日における入院等を要しない初期救急患者、1次救急患者に対

しまして、応急的な診療を実施しており、弘前市医師会を指定管理者と定め、運営しているところでもあります。

診療体制につきましては、夜間診療と休日診療は異なっておりまして、夜間診療につきましては、内科及び小児科の2科の診療体制をしいており、毎日午後7時から午後10時半まで、医師2名、看護師3名、医療事務員1名の人員体制で診療を行っているところでもあります。このうち、ゴールデンウィーク期間、年末年始に当たっては、これに加えて医療事務員を1名増員しているところがございます。

また、休日診療につきましては、内科、小児科に加えまして外科も加え、3科の診療体制をしいております。日曜日、祝日等の休日の午前10時から午後4時まで、医師3名、看護師6名、放射線技師1名、あと医療事務員2名の人員体制で診療を行っております。これもこのうちゴールデンウィーク期間と年末年始にあつては、これに加えて看護師及び医療事務員を1名ずつ増員しているところがございます。

◎1番(須藤 江利加委員) ありがとうございます。

今、コロナがちょっと落ち着いてきて、またはやり出しているところではあるのですけれども、実際にインフルエンザ等も踏まえて、今お話しいただいた医療体制、医師、事務等を含めて、これで本当に間に合っているのか・否か、現場の声というのは何か聞いたりしているのでしょうか。お答えください。

◎健康増進課長補佐(小倉 洋幸) まず人数、患者数といいますか、人数の状況でございます。

急患診療所の令和4年度における利用者数は、説明書にも書いてありますとおり3,909人です。新型コロナウイルス感染症流行、いわゆる平成30

年度の1万1962名と比べて、約3割程度に減少しているところがございます。この原因として考えられることは、急患診療所は手狭の上、施設の構造上、十分な換気が行えないことのほか、初期救急医療体制の崩壊を招かないよう、発熱外来を設置しなかったことや、新型コロナウイルス感染症の検査、受診を行わなかったことが挙げられます。指定管理者である医師会からもいろいろ聞いてはおるのですけれども、そういう状況でございます。

なお、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症は、感染法上の5類に移行となったところがございますが、発熱患者に対してはこれまでと同様の対応を取っていることから、令和4年度の先ほど申し上げました3,909人と比べまして、同時期と比べて微増にとどまっているところがございます。

ただ、このように急患診療所は安定的な初期救急医療を提供するためにも、感染症対策上、発熱等、風邪の症状がある方とそれ以外の方で待合室と診療室を分けているため、場合によっては多少受診者をお待たせすることはあるものの、従事する医師等については、必要な人員を確保できているものと認識しているところがございます。

◎1番(須藤 江利加委員) 御答弁ありがとうございます。

今のお話を受けて、これまでの私の経験値から申し上げますと、確かに対応はできているとは思っております。急患診のところから処方箋が回ってくる事例も何回も見たことがあるのですけれども、実際にその対応をされている方々に連絡を薬局からしたときに、結構忙しそうにしている、それこそ対応して電話で早くお薬の話を返してもらいたいのに、多分現場のほうが忙しいのか、全然連絡がすぐ来なかったりとか、やり取りもやはり電話でのやり取りになってしまって、ちょっと間違い

が、間違いというか話の誤差が生じてしまったりということもしばしばお見受けしたことがあるものですから、今の体制、確かに大丈夫だということで確認はしたのですけれども、今後も市、薬剤師、ほぼ皆さん大変な中でコロナの状況を踏まえて対応をされています。コロナに限らずとも、急患診はやはり急いで見てもらいたくて来る人が来ますので、ぜひ今後も市のほうでも対応が大丈夫であるかは注視していただければと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、弘前さくら未来。

◎8番（樋川 篤子委員） 4款1項7目、97ページ、説明書114ページのひろさき健幸増進リーダー活動支援事業についてお伺いします。

令和4年度の活動支援の内容と、令和4年度の健幸増進リーダーの活動した人数、それともし報償が支払われていれば、それについてもお聞かせください。

◎健康増進課主幹（澤居 吏香子） まず、令和4年度のリーダーの活動支援の内容についてですけれども、健幸増進リーダーというのが、市民の健康増進を図るために市と弘前大学が連携して、地域や職場等における健康づくりの担い手として、現在175名の方の会員の方がいらっしゃいます。

活動内容なのですけれども、健幸増進リーダーが自ら企画・運営する自主活動と、あと町会や関係団体のほうから健康教室等において派遣してほしいという依頼を受けて、出向いて行って運動指導を行う依頼事業があるのですけれども、市においては、その活動を行ったリーダーに対して活動支援金を支給しているところでございます。

あと、令和4年度のリーダーの活動延べ人数ですけれども、令和4年度におきましては、その自主活動と、他団体からの依頼事業を受けての活動を合わせて延べ984名のリーダーの方が活動して

おります。その方たちに活動支援金ということで、1回につき1,000円の活動支援金をお支払いしているところで……すみませんでした、令和4年度につきましては、活動支援金97万5000円をお支払いしているところです。

◎8番（樋川 篤子委員） ありがとうございます。

このリーダーの育成事業自体はもう終了していると思うので、今、175名いるリーダーはもう増えないですね。このままですね。

今後、この事業を継続する場合の課題と、今、成果と課題、コロナ禍前後の参加者の人数、具体的にはいいのですけれども、その増減も踏まえて、コロナ禍を経てこれから継続していくに当たっての課題をお聞かせください。

◎健康増進課主幹（澤居 吏香子） まず、健幸増進リーダーの活動による効果ですけれども、健幸増進リーダーが行う自主活動や依頼事業を通じて、これまで多くの市民が健康づくりを実践する機会が創出されたと考えております。これらの教室は単発で終わることがなく、定期的で開催されるものが多くて、地域住民が定期的、継続的に健康づくりに取り組む環境も形成されていると考えております。

健康教室に参加した市民からは、できなかった運動ができるようになったとか、参加することが楽しみで、今後も続けてほしいなどの声を頂いているところです。このように多くの市民が積極的かつ楽しく健康づくりに取り組んでいるものと認識しており、健康意識の向上や運動習慣の定着、身体活動の促進が図られて、市民の健康維持、増進に寄与しているものと考えております。

一方で課題ですけれども、リーダーが175名いらっしゃるのですけれども、積極的に活動しているリーダーが高齢化していることと、あと実際活動しているリーダーの人数が30名程度ということ

で、こちらのほうも会員数に比べて大変少ない人数だとは考えております。これは就業している方や、あと家庭の事情によって、実際に活動が困難な方も多くて、加えて今、委員おっしゃった新型コロナウイルス感染症の影響に伴って、活動を一部制限したことなどによって、活動可能なリーダーが固定化されているのも課題の一つかなと考えております。

今、新型コロナウイルスの影響ということでお話ししましたが、コロナ禍の前後の令和2年度、3年度というのが、やはり活動を一部自粛したことによって人数が減ったところがあるのですが、その後、感染防止対策をしっかり取りながら徐々に活動も再開し、人数は少しずつ増えているところになります。

これらのことを踏まえて、こういった課題を踏まえて、令和3年度からはリーダーの資質の向上を目的に、弘前大学の先生を講師にお迎えして、資質向上のスキルアップ研修を実施しておりますし、若い世代も含めた活動のリーダーの掘り起こしとともに、リーダー自身の学びの場を創出するなどして、活動内容の充実や活動意欲の向上に努めていきたいと考えております。

◎10番(成田 大介委員) 私からは、4款1項6目、97ページ、不妊治療費助成事業ということで、今、志村委員のほうからも、ちょっと細かい数字の部分とか聞かせていただきましたけれども、まず、これは私も説明書の110ページ、今、昨年の4月から保険適用になったということで、いろいろな治療の仕方というのはこれを見ればあるのだと思うのですけれども、それによって助成率も違ったり、金額も違ったりしていると思うので、まずこの事業内容というものをお聞かせください。

◎健康増進課参事(佐藤 美加) 特定不妊治療についてですけれども、令和3年度までは県が国

の助成を受けて実施する青森県特定不妊治療費助成事業の対象者に対して、市が独自に県が助成した額の2分の1を上限に上乗せ助成して、高額な不妊治療費用が自己負担なしか低額に抑えられていたものです。

令和4年度からは、公的医療保険の適用となった一方で、県の助成事業が終了してしまったことによって、これまで国・県の助成によって低く抑えられていた自己負担額が増えるケースが見込まれたことから、経済的負担によって治療を断念してしまうことがないように、また不妊に悩む方が治療に対して前向きになるように、市の独自事業として治療に要した自己負担額の3分の2相当額を助成することとしたものであります。

もう一つ、一般不妊治療というのがあるので、そちらについては令和3年度までは1回の治療について1万円を上限に年度内2回まで助成しておりましたが、令和4年度からは公的医療保険の適用とされたことになったことに伴って、治療に要した自己負担額の3分の2相当額を同じように助成して、年度内6回まで助成回数を拡充したという事業になります。

◎10番(成田 大介委員) ありがとうございます。

これはそして、私の記憶にどうか、調べたところによると、予算では2480万円、今回決算が1500万円足らずというようなところで、1000万円ぐらい、不用額という表現にはなっていないのですけれども、減額というような形なのですけれども、この辺はどうして1000万円ぐらい減ったのか。

◎健康増進課参事(佐藤 美加) 補助金のところになるのですけれども、令和4年度は、何回も今、説明していましたが、公的医療保険の適用とされるとともに、あと令和3年度中に治療を開始して、治療終了が令和4年度になってしま

う場合は、経過措置という制度も出ていたのですが、その経過措置が適用されるケースだったり、あとは保険適用後、市の独自の助成制度が適用されるケースとか、これまで前例にない場合があったことで、1件当たりの平均助成額が当初の見込みを下回ってしまったというところが理由になります。

◎10番（成田 大介委員） 分かりました。ただ、これはやはり4月から保険適用というところが何か先走っていて、多少やはりそれに期待している、頑張っている御夫婦のお話を聞いたこともあったもので、さらにその病院にもよろのしょうけれども、多分、恐らくこの不妊治療というのはいろいろな方法があって、当然、男性、女性、それによってやはりタイミングだったり期間だったりというのがそれぞれあると思うのですけれども、なかなかやはり皆さん仕事をしながらだということもありつつ、病院によってはなかなか最初のアクションで予約が取りづらいというような話も聞こえてきておりますので、これはやはり市の独自の事業で今継続しているということでしたので、しっかりと何か周知をしていくような、苦しんでいる方たくさんいると思いますので、どうか後押ししていただきたいなとお願いを申し上げて、終わります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、無通告の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、創和・公明の御質疑ありませんか。

◎19番（外崎 勝康委員） 私、ピロリ菌の質疑をしたいと思っていました。4款1項7目、97ページです。説明書117ページということで、まず最初に胃がんリスク検診事業を質疑したいと思います。

これ、胃がんリスク、とにかく胃がんというの

は、今まだ全国でも3番目ぐらいに多いということで、当市においても多くの方が毎年亡くなっているということで、このピロリ菌をなくすことによって胃がんを撲滅できるのだということで、医師会の様々な指導を受けながら、市として今までやってきました。

しかしながら、これを見て分かるように、40歳の市民を対象にして、令和4年度は17.4%ということで非常に少ないということになっております。

それで、まず質疑としては、今までこの事業がスタートしてから4年度までのトータルの受診者数と陽性者数に関してまずお聞きしたいと思います。

◎健康増進課主幹（鳴海 悦子） 胃がんリスク検診の受診者数をお話しします。

この事業は平成26年度に開始しております、そちらのほうから令和4年度までの総受診者数は、9,470人となっております。

すみません、陽性者数のほうは、本日数を持ち合わせておりませんので、失礼いたします。

◎19番（外崎 勝康委員） 分かりました。

ちょっと陽性者数、あと陽性率、あと受診率のマックス・ミニマムを、これ、後でいいので数字まとめてください。これはもう1回、きちんとまた。

次の質疑です。今回、受診率が17.4%ということに関して、市としてはどのように分析して読むかをお聞きしたいと思います。

◎健康増進課主幹（鳴海 悦子） 未受診者に対してのことですけれども、その方々に対して網羅的な調査は実施していないのですけれども、一部の未受診者の方に御意見を伺うことができました、そうしましたら、忙しいとか、忘れていた、症状がないから受けようと思わないなどのお声を頂いております。

今後、年内に行う健診の再勧奨の機会に合わせて、受診しなかった理由についてアンケート調査を行うことを考えておりますので、その結果を分析して受診率の向上につなげてまいりたいと思っております。

◎19番（外崎 勝康委員） これは私、今まで何回も一般質問、また予算、決算で話をしてきました。このアップするためにいろいろなことをしてくれということで話をしてきました。要は、基本的に、さっきもちょっとお話ししましたが、なぜピロリ菌検査が必要なのかということをごきちんとして理解しているのかがやはり一番大事だと思うのです。それをまず市としてきちんとしているのかが大事です。その辺の認識が皆さんのところにちゃんとあるのかどうか、そこをまず聞きたいと思っております。

◎健康増進課主幹（鳴海 悦子） 御意見ありがとうございます。市としましては、ピロリ菌が胃がんの発症に大変大きく関わっているということは認識しておりますので、それについて確認して、除菌治療をすることで胃がんの発症が大分減っていくと思っておりますので、そちらのことを市民の多くの方々にもっと分かりやすくお伝えできるように工夫を重ねて取り組んでいきたいと思っております。

◎19番（外崎 勝康委員） 今まで何回も言ってきましたので、何とか理解して、皆さん実行に移していただければと思っております。

要は、今もちょっと話したように、その理解度と一緒に、どうすればしっかりと受診できるのか、例えば日曜日だったら受診できるということであれば日曜日に受診するとか、そういう具体的にしっかりと手を打たなければ、この事業の意味が本当に薄れてしまうなどと思っております。

ただ、この事業のすばらしさというのが、先ほどお話があったように、9,472名ですか、やはり

低い受診率であったとしても、やはりこういう長年にわたって皆さんが努力したことはしっかりと数字に出ていると思います。そういう意味からも、これからもさらにパワーアップして努力していただければと思っております。

すみません、もう一つ。中学生のピロリ菌、これはすぐ終わりますので。これも事業スタートしてから令和4年度までの受診者の合計数、また陽性者数に関して、これも同じ質疑をします。

◎健康増進課主幹（鳴海 悦子） 中学生ピロリ菌検査のほうの受診者数ですけれども、これまでの受診者数は、事業を開始した平成29年度から令和4年度までの6年間で、1次検査のほうは、尿検査になりますけれども6,761名、2次検査、尿素の呼吸検査になりますけれども、こちらのほうが361名となっております。最終的な陽性者数は126名となっております。

◎19番（外崎 勝康委員） これ、88.9%という高い受診率なのですが、もっと増やせると思うのですが、その増やすための手法とか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

◎健康増進課主幹（鳴海 悦子） こちらのほうは、学校を通じて保護者の方に対して個別に通知するほかに、広報や市のホームページなどへの掲載やコミュニティFMでのPRなど、様々なメディアを活用して保護者の方が検査の実施について直接目に触れたり、耳にする機会を増やしなから、検査の実施の重要性等について周知に努めております。

一方で、各中学校を訪問したときに、養護教諭の方々と直接お話をすることがありますけれども、その中で学校からも直接生徒や保護者の方などにPRしていただく、検査の重要性などをお話ししていただくようなことを依頼して、多くの学校のほうに協力いただけるというところを伺っておりますので、学校の協力も頂きながら進めてい

きたいと思っております。

◎19番（外崎 勝康委員） やはりこれも、先ほどちょっとお話ししたように、この親御さんがしっかり理解しているのかというのが大事だと思うのです。ちょっとうわさですけども、確認したときに、その確認書を書いてくる、どうも親御さんの字に見えないというようなお話もちらっと聞こえたことがあります。要は、子供が書いて、学校に提出している場合もあるのではないかとというような話も聞いていますので、そういったことを一つ一つ丁寧に、ぜひとも受診率アップのために努力していただければと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） お諮りいたします。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでにとどめ、15日、引き続き4款衛生費から審査することといたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認め、15日、引き続き4款衛生費から審査することに決定いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、15日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

〔午後 4時59分 散会〕